

原町市内遺跡発掘調査報告書 6

平成12年度試掘調査

泉廃寺跡（第14次調査）

町川原遺跡

上ノ内遺跡

坂下遺跡

堰場遺跡

田堤遺跡

高見町 C 遺跡

植松 B 遺跡

2001年 3 月

福島県原町市教育委員会

原町市内遺跡発掘調査報告書 6

平成12年度試掘調査

泉廃寺跡（第14次調査）

町川原遺跡

上ノ内遺跡

坂下遺跡

堰場遺跡

田堤遺跡

高見町C遺跡

植松B遺跡

2001年3月

福島県原町市教育委員会

序

文化財は、わが国の長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民共有の財産であり、その地域の歴史、伝統、文化などの理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものであります。

とりわけ、地中に埋もれている埋蔵文化財は、文字資料だけでは知ることができなかった先人の生活の様子や人々の生活や文化について、私たちに多くの情報を与えてくれます。

近年、原町市内では広範囲にわたり開発の波が押し寄せつつあります。その一方、長い歴史を経て保存されてきた埋蔵文化財が一日にして失われてしまう危険性があります。このような状況のなか、教育委員会では、埋蔵文化財の保護のため、開発が行われる前に、遺跡の範囲や時代などの資料を得る目的で、分布調査や試掘調査を実施しております。

開発に際しては、これらの資料をもとに、関係の方々及び機関と遺跡についての保存協議を行い、保存が困難な場合については、図面や写真などによる記録保存のための発掘調査を実施しております。

本報告書は、平成12年度に、国及び福島県の補助金を得て実施した市内遺跡発掘調査事業の試掘調査の成果報告書です。今後この報告書を、埋蔵文化財の保護、地域史研究のために活用していただければ幸いに存じます。

終わりに、地権者の皆様をはじめ、調査にご協力いただきました方々に心から感謝いたします。

平成13年3月

原町市教育委員会
教育長 鈴木清身

例 言

1. 本報告書は、平成12年度に実施した原町市内遺跡の試掘調査報告書である。
2. 調査は、国及び福島県の補助金の交付を得て原町市教育委員会が実施した。
3. 発掘調査は、以下の体制で実施した。

調査主体 原町市教育委員会

調査担当 原町市教育委員会生涯学習部

	文化課	発掘調査係長	堀 耕平
		主 査	鈴木 文雄
		文化財主事	荒 淑人
		発掘調査員	藤木 海
事務局	原町市教育委員会	教 育 長	鈴木 清身
	生涯学習部	部 長	渡部紀佐夫
		次長兼文化課長	阿部 敏夫
		主幹兼課長補佐	高倉 一夫
		課長補佐兼係長	小田 幸夫
		文化振興係主査	山内 茂樹
		主 査	北山 淑英
		事務補助	小林美枝子

調査補助員 狭川 麻子、佐藤 祐太、岩谷こずえ

整理補助員 野澤 成子、新川 幸子

発掘補助員 各調査遺跡に掲載

4. 発掘調査にあたっては、次の機関及び個人から協力を得た。

福島県相双農林事務所、福島県相双建設事務所、原町市土地改良区、
高平ほ場整備施行委員会、上太田ほ場整備施行委員会、上太田行政区、岩屋寺、
(株)原町共栄クリーン、鹿島建設(株)東北支店郡山営業所、藤倉ゴム工業(株)原町工場、
菊地辰夫、佐藤光夫、横山元栄、鈴木健司、佐藤忠俊、石橋哲夫、渡部正幸、打田勝則、
中島 稔、堺 勝明、大平雅浩、中島 誠、高木行男、伊佐見正幸、星見文哉、中島 徳、
上ノ内浩、高田勝治、大井亀蔵、渡部芳典、高田秀雄、江井好正、中島日出夫、高田芳男、
関場芳信、関場英雄、中倉節夫、青田 栄、大内一男、吉田弘栄

5. 本報告書の執筆及び編集は、原町市教育委員会生涯学習部文化課の堀 耕平、鈴木文雄、
荒 淑人、藤木 海が行った。

6. 発掘調査、報告書作成にあたり、次の機関及び個人から指導、助言を得ている。

文化庁、福島県教育庁文化課、磯村幸男・坂井秀弥・本中 眞（文化庁）、
光谷拓実（奈良国立文化財研究所）、仁藤淳史（国立歴史民俗博物館）、

岡田茂弘（東北歴史博物館）、玉川一郎・木本元治・松本 茂・長島雄一・小林雄一・荒木 隆・今野 徹・高橋 満・青山博樹・（福島県教育庁）、鈴木 啓、西 徹雄、熊谷公男・辻 秀人・佐川正敏（東北学院大）、岡田清一（東北福祉大学）、熊田亮介（秋田大学）、酒寄雅志（國學院大學栃木短期大学）、日野尚志（佐賀大学）、福島雅儀（県文化センター）、川田 強（小高町教育委員会）、佐藤祐太（新地町教育委員会）、岩谷こずえ（飯舘村教育委員会）、吉田陽一（岩代町教育委員会）、猪狩忠雄・猪狩みち子（いわき市文化事業団）、田中秀昭（会津坂下町教育委員会）、伊藤聡一・黒澤俊広・大和田正彦（郡山市教育委員会）、村田晃一（宮城県教育庁）、芳賀英実（石巻市教育委員会）、佐藤敏幸・菅原優子（矢本町教育委員会）、渡邊泰伸（仙台育英高校）、中島広顕（東京都北区教育委員会）、

7. 調査で得られた資料は、原町市教育委員会が保管している。

凡 例

1. 図中の方位は、真北方向を示している。
2. 水系レベルは、海拔高度を示している。
3. 遺物の断面黒ベタは、須恵器、それ以外は白抜きで図示した。なお墨書は黒ベタで表示している。
4. 掲載した遺構遺物の縮尺率は、図版の右下に記載し、挿図下方にスケールを付している。
5. 遺構平面図のスクリーントーンは、柱穴を示しており、土層断面図のスクリーントーンは、地山を示している。
6. 断面図の土層は、基本層位をL1・L2…大文字で、遺構堆積土をℓ1・ℓ2の小文字で表示した。
7. 本文並びに図作成に際しては、以下の記号・略号を使用した。
T：トレンチ、SB：掘立柱建物跡、SD：溝跡、SX：墓跡

目 次

序
例言
凡例
目次

第1章 原町市を取り巻く環境	1
第1節 地理的環境	1
第2節 歴史的環境	3
第2章 調査遺跡	10
第3章 試掘調査及び調査成果	12
第1節 泉廃寺跡（第14次調査）	12
第2節 町川原遺跡	27
第3節 上ノ内遺跡	32
第4節 坂下遺跡	38
第5節 堰場遺跡	40
第6節 田堤遺跡	44
第7節 高見町C遺跡	51
第8節 植松B遺跡	53
写真図版	
泉廃寺跡（第14次調査）	55
町川原遺跡	58
上ノ内遺跡	59
坂下遺跡	60
堰場遺跡	61
田堤遺跡	62
高見町C遺跡	65
植松B遺跡	66
報告書抄録	67

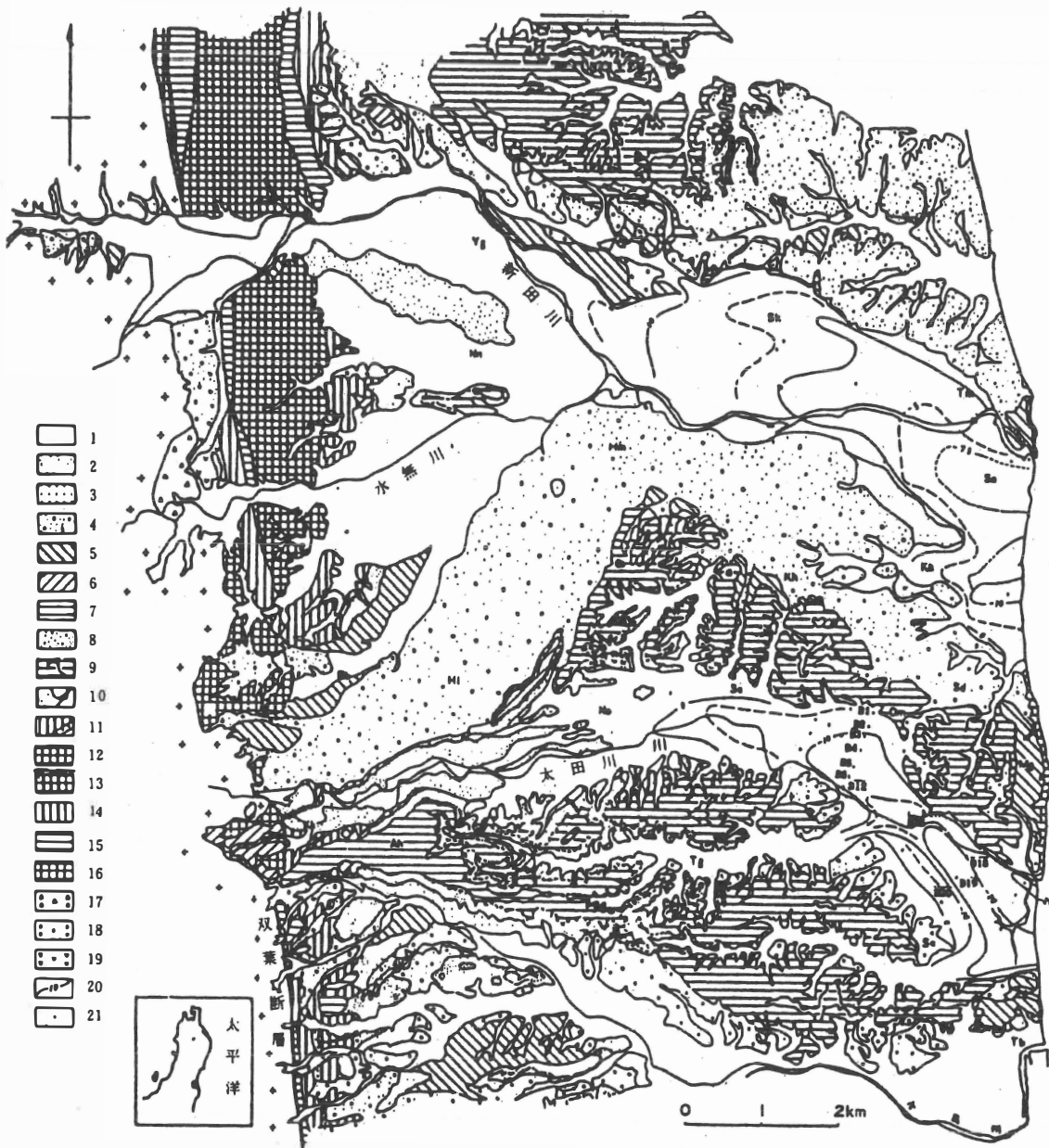
第1章 原町市を取り巻く環境

第1節 地理的環境

福島県原町市は、浜通り地方のいわゆる阿武隈高地東縁部東部の低地帯北方、相馬地方のほぼ中央に位置しており、東は太平洋に面し、行政境としては北は相馬郡鹿島町、南は小高町、西は飯館村・双葉郡浪江町と境界を接している。人口は約49,800人、面積は約199,66km²で、当地方の産業及び政治面での中核都市となっている。主要交通網は南北方向に縦走するJR常磐線と国道6号線であり、仙台方面や市内などへの通勤・通学手段として利用されている。

原町市の地形は、西部域を南北方向に縦走する阿武隈高地、そこから派生する相双丘陵・常磐丘陵と称される標高100m以下の低丘陵、及び丘陵間に開析された沖積平野とで構成されている。全体として阿武隈高地にかかる西側が高く、東部にいくにつれて標高を下げている。阿武隈高地東縁部と浜通り低地帯と双葉丘陵地域（岩沼一久之浜構造線）によって地質的に明瞭に区分され、低地帯もまた断層以東の相双丘陵地域と以南の常磐丘陵地域とに区分されている。阿武隈高地は東西約50km・南北約200kmの規模を有し、古生代から新生代中頃新第三紀中新生に至る地質を有し、北上高地と並ぶ日本最古の地質構造を形成している。基盤層は古生代末期のアパラキア褶曲と中生代末期のララマイド褶曲に代表される二度に渡る世界的な造山運動の際に、古生層及び中生層に貫入した古期及び新期・最新期の花崗岩、変成岩類である。地形的には山頂がなだらかな隆起準平原を呈しており、原町市付近の標高は500～600m前後になっている。高地周辺では標高100～150m前後を測り、東延するにしたがって徐々に高度を下げ、海岸部では20～30mを測る。

阿武隈高地裾部から東に派生している低丘陵は、新生代第三紀に形成された固結度の低い凝灰岩質砂岩で構成されており、双葉断層により、上層部の相双丘陵（滝の口層）と中・下層の常磐丘陵地域とに区分されている。第四紀洪積世における氷河期と間氷期の海水準変動により、丘陵上には海成及び河成の段丘が構成され、高位より順に第1段丘、第2段丘、と命名されている。原町市内では埋没段丘を含む7段丘の存在が知られており、特に第1段丘である畦原段丘と第4段丘である雲雀ヶ原扇状地が発達しているが、他は河川上流域沿いに小規模に分布する在り方を呈している。低丘陵の間には、各河川が樹枝状に開析した谷間に土壌が埋没した沖積平野が入り込んでいる。標高は20m以下であり、縄文時代前期を中心とする海進期には海岸部の大部分が海水面下にあったと考えられており、大木2 a 式期の遺跡である萱浜の赤沼遺跡の調査では、海水面を標高6 m前後に求めている。現在では圃場整備が進み、一面の美田地帯が形成されている。



1: "沖積層", 2: 第6段丘構成層, 3: 第5段丘構成層, 4: 第4段丘構成層, 5: 第3段丘構成層, 6: 第2段丘構成層, 7: 第1段丘構成層, 8~11: 竜の口層, 8: 同c層(砂岩), 9: 同c層(シルト岩・京塚沢凝灰岩), 10: 同b層, 11: 同a層, 12~19: 基盤岩類, 12: 塩手層, 13: 小山田層, 14: 富沢層, 15: 中の沢層, 16: 栃窪層, 17: 古生層, 18: 花崗岩類, 19: 脈岩, 20: 竜の口層上面標高(m), 21: ボーリング地点と孔番, Ah: 畦原, Bb: 馬場, Hi: 雲雀ヶ原, Hm: 原町市街, Ht: 東高松, Ka: 菅浜, Kh: 北原, Kk: 片倉, Mg: 間形沢, Mm: 米々沢, Nn: 長野, No: 中太田, Om: 大甕, Sd: 芋, Se: 下江井, Sk: 下北高平, So: 下太田, Ss: 下洪佐, Tb: 塚原, Tg: 鶴谷, Tm: 館前, Yg: 横上

図1 原町地域の地質図 (原図 1979 中川他)

第2節 歴史的環境

最近の原町市では、県営ほ場整備事業などの大規模開発が推進されており、それに伴う埋蔵文化財の発掘調査により、従来不明であった弥生時代遺跡の在り方や、浜通り低地帯における律令期の政治動向を究明する一端となるような多大な成果が続々と報告されてきている。原町市では、これまでも分布調査や発掘調査を通じて遺跡の保存・活用に努めてきたが、今後増加の一途をたどるこれらの遺跡に対して、尚一層の保存・活用の努力が求められているところである。

また、平成7年(1995)には国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」の繰り広げられる野馬追祭場地の東隣に「野馬追の里歴史民俗資料館」が建設された。平成10年度には「野馬追の里原町市立博物館」と名称変更され、当地方の歴史・民俗における生涯・社会教育の場として活動している。

原町市における旧石器時代の遺跡は現在のところ、遺跡の出土する散布地が9ヶ所知られている。立地条件を概観すると畦原A遺跡(1)、熊下遺跡(2)、袖原A遺跡(3)などは太田川流域の第1段丘面の畦原段丘上に所在し、陣ヶ崎A遺跡(4)、南町遺跡(5)、橋本町A遺跡(6)、桜井遺跡(7)などは第4段丘面の雲雀ヶ原扇状地に所在している。

縄文時代の遺跡は、早期末から前期初頭の住居跡の調査が行われた片倉の八重米坂A遺跡(8)、隣接する羽山B遺跡(9)などが阿武隈高地裾部に所在している(註1)。太田川を北に臨む第1段丘面に所在する片倉の畦原F遺跡(10)の調査(註2)では早期末から前期前葉の土坑3基が調査されている。この時期は、高地寄りに立地する遺跡がある一方で海浜側の微高地上に所在する遺跡も知られている。前期初頭大木2a式の土器片が出土した萱浜の赤沼遺跡(11)(註3)や前期前半の土器片が多量に発見された雫の犬這遺跡(12)は雲雀ヶ原扇状地の先端部の微高地上に所在しており、該期の古環境を知る上での貴重な成果を上げている。

中期の遺跡は、大木9~10式の土器片を多量に出土する押釜の前田遺跡(13)が阿武隈高地裾部の低位丘陵に立地しており、新田川流域の第3段丘面上に所在する上北高平の高松遺跡(14)周辺から西側の平坦面一帯は、末葉の大木8a~10式土器片を出土することで知られている。高松遺跡の東方約1km、同段丘面上に立地する植松A遺跡(15)では、昭和52年(1977)の宅地造成に伴う発掘調査により、大木10式期の複式炉を伴う竪穴住居跡1棟が市内で初めて調査されている。

後期から晩期の遺跡は、大洞C1~A式期土器片を出土した片倉の羽山遺跡(16)などの遺跡が市内各地に所在している。平成8年(1996)の宅地造成に伴う高見町A遺跡(17)の発掘調査では晩期中葉の埋設土器を伴う石囲炉の竪穴住居跡1軒が調査されている(註4)。浜通り低地帯の海岸部には多くの貝塚が所在しているが、原町市では全く確認されておらず、現在まで空白地帯となっているが、今後発見される可能性を秘めている。

弥生時代の遺跡は、東北地方南部の標式土器として使用されてきた中期末葉の桜井式土器を出土する桜井遺跡(7)(註5)が知られていたが、最近の調査では、海岸部の丘陵の尾根部

に小規模な集落を構成していた例や海浜寄りの低位丘陵中から土器や石庖丁が出土する例が報告されている。また、平成5年(1993)に調査された高見町A遺跡(17)からは弥生時代の後期に位置付けられる十王台式土器を出土し、その北限となる竪穴住居跡が2棟発見されている(註6)。平成8年(1996)に高平地区ほ場整備事業に伴う法幢寺跡(18)からは桜井式期の土器棺が1基調査されている。

古墳は、前方後方墳として東北第4位の規模を誇る国指定史跡の桜井古墳(19)新田川南岸の河岸段丘上に所在しており、周辺古墳と共に桜井古墳群上渋佐支群(20)を構成している。桜井古墳は昭和58年(1983)に範囲確認調査(註7)が行われており、主軸長72mの墳丘部に、幅約11~20mの周溝が巡っていたことが確認されている。平成8年(1996)の高平地区ほ場整備事業に伴う相馬胤平居館跡(21)の調査では方形周溝墓2基が発見されている。

他に昭和42年(1967)に、中太田所在の墳丘部軸上約40mの前方後円墳と推定される与太郎内1号墳(22)、高見町1丁目所在の墳丘部直径約12mの円墳である高見町1号墳(23)の発掘調査が行なわれ、高見町1号墳からは粘土施設を伴う割竹形木棺の痕跡が確認されている(註8)。

平成5年(1993)の高見町A遺跡の調査では、既に削平されてマウンドや埋葬施設は未発見であったが、外郭直径約15m、幅約2mの円形の周溝1基が発見され、高見町2号墳と命名されている。この調査では塩釜式期の竪穴住居跡2棟が市内では初めて発見(註6)されており、この地域が弥生時代から古墳時代への変遷や古墳の出現過程について極めて重要であることを示している。高見町A遺跡は同時に桜井古墳群高見町支群(17)としても重要な地域で、平成7年には市道予定区域とその西側の部分について発掘・試掘調査が実施され、古墳8基、周溝を伴わない刳抜石棺3基、箱式石棺1基の他、弥生時代から古墳時代の竪穴住居跡21棟が確認されており、同古墳群の密度の高さをあらためて示している。

また、平成8年(1996)には荷渡古墳群(24)の3基の山頂墳が調査され、いずれの主体部も割竹形木棺の直葬であった(註4)。この他、市内各地の丘陵上に古墳が築かれており、北泉の地藏堂古墳群(25)、江井の西谷地古墳群(26)、鶴谷の五治郎内古墳群(27)などが所在している。

後期になると、当地方でも横穴が多く作られている。現在確認されている分布状況を見ると、鹿島町との境に近い新田川北部の上北高平には北沢横穴群(28)、京塚沢横穴群(29)、新山前横穴群(30)、北泉に大磯横穴群(31)、地藏堂横穴群(32)、太田川北部の上太田には道内迫横穴群(33)、大甕には西迫東迫横穴群(34)、雫には坂下横穴群(35)、太田川南部の高には、昭和40年(1965)に調査された高林横穴群(36)(註9)などが河川流域の沖積平野を望む丘陵に所在しており、古墳の分布の在り方とほぼ合致している。また、中太田の中畑横穴群(37)、羽山横穴群(38)、上大田の新橋横穴群(39)は、雲雀ヶ原扇状地を望む丘陵に所在している。この内、昭和48年(1973)に発掘調査が行なわれた国指定史跡の羽山横穴(40)は、玄室奥壁に壁画が描かれており(註10)、調査後に保存施設を建設して年間4回の一般公開を通して社会教育に役立っている。

図2 原町市主要遺跡図



原町市の主な遺跡

平成13年3月現在

No.	遺跡名	No.	遺跡名
1	畦原A遺跡	31	大磯横穴群(北原)
2	熊下遺跡	32	地藏堂横穴群
3	袖原A遺跡	33	道内迫横穴群(上太田)
4	陣ヶ先A遺跡	34	西迫東迫横穴群(大襲)
5	南町遺跡	35	坂下横穴群(翠)
6	橋本町A遺跡	36	高林古墳群
7	桜井遺跡	37	中畑横穴群(中太田)
8	八重米坂A遺跡	38	羽山横穴群
9	羽山B遺跡	39	新橋横穴群(上太田)
10	畦原F遺跡(片倉)	40	羽山横穴
11	赤沼遺跡(萱浜)	41	泉麿寺跡
12	犬遺跡	42	植松麿寺跡
13	前田遺跡(押釜)	43	京塚沢瓦窯跡
14	高松遺跡(上北高平)	44	入道迫瓦窯跡
15	植松A遺跡	45	滝ノ原窯跡
16	羽山遺跡(片倉)	46	金沢製鉄遺跡
17	高見町A遺跡	47	竹花A遺跡(米々沢)
18	法幢寺跡	48	高松B遺跡(上北高平)
19	桜井古墳	49	泉館跡(北原)
20	桜井古墳群上洪佐支群	50	牛越城跡
21	相馬胤平館跡	51	明神館跡
22	与太郎内1号墳	52	別所の館跡
23	高見町1号墳	53	谷地畑遺跡(米々沢)
24	荷渡古墳群	54	泉平館跡
25	地藏堂古墳群	55	野馬土手
26	西谷地古墳群(江井)	56	羽山岳の木戸跡
27	五次郎内古墳群	57	五台山B遺跡
28	北沢横穴群(上北高平)	58	正福寺跡(泉)
29	京塚沢横穴群	59	地藏堂B遺跡(北原)
30	新山前横穴群		

奈良・平安の遺跡は、律令体制のもとに行方郡衙に想定される泉廃寺跡（41）や軍団跡に想定される植松廃寺跡（42）が新田川北側の丘陵裾部に所在している。両遺跡についてはこれまで発掘調査による成果はなかったが、泉廃寺跡については、平成6年度（1994）、県史跡内の従来焼け米が出土する地点から西側で、宅地新築に伴う試掘調査により、8～9世紀の掘立柱建物跡と礎石建物跡が検出されると共に、掘立柱建物跡から礎石建物跡への変遷が確認された。平成7年度には県史跡の南東外側で、官衙的な色彩の強い一本柱柱列跡が2列発見され、平成8年度の第3次調査では掘立柱建物跡3棟、一本柱列2列などが調査され、第4次調査では掘込地業を伴う礎石建物跡とこれを囲む溝跡が検出され、なんらかの院を構成するものと推定される（註4）。今後の調査が期待される。また、両遺跡からは布目瓦が出土しており、供給源として泉廃寺跡には大甕の京塚沢瓦窯跡（43）が、植松廃寺跡には昭和59年（1984）に国土館大学により発掘調査が行われた入道迫瓦窯跡（44）（註11）が考えられている。その他、馬場の滝ノ原窯跡（45）では平安時代の須恵器窯跡3基が調査され、杯、長頸瓶などが出土している。

また、海岸部の金沢丘陵の一角には大規模な製鉄遺跡（46）が所在している。平成元年度（1989）から5年度までに、財団法人福島県文化センター遺跡調査課により発掘調査が進められた結果、7世紀後半から9世紀の製鉄炉跡123基・木炭窯跡140基・竪穴住居跡121棟・鍛冶炉跡16基・掘立柱建物跡10棟など全国最大の調査数を誇り、内容においても古代の鉄生産に関する技術や社会的背景などを知る上で多大な成果が報告されている（註12）。

東北電力原町火力発電所では、発電所敷地内に木炭炉と製鉄炉の保存館を建設し、年4回の一般公開を行っている。

この時期になると、土師器や須恵器を出土する集落が増えるが調査例は少ない。変化としては新田川や太田川流域の河岸段丘の平坦面、あるいは自然堤防上など、これまで遺跡が少なかった平野部の微高地にも多くの遺跡が立地している。特に延喜式内社の押雄神社・冠嶺神社を中心とする北長野一帯、多珂神社・日祭神社を中心とする大甕一帯、太田川中流域の上太田一帯、桜井の河岸段丘面に多く所在しており、かつての野馬追原を取り囲むような立地構成をしている。大甕地区は場整備事業に関連して平成2年（1990）に範囲確認調査が実施された米々沢の竹花A遺跡（47）では、奈良～平安時代の竪穴住居跡3棟が確認（註13）されており、平成4年（1992）には上北高平の高松B遺跡（48）でも奈良～平安時代と推定される竪穴住居跡2棟が試掘調査により発見されている。

中世の遺構として城館跡が挙げられるが、信田沢の内城のように現在では所在地不明のものや城館の構造が不明確のものも多い。中でも、北泉の泉館跡（49）は、中世山城の典型的な形態をとどめている。館主は相馬氏の一族泉氏の館跡といわれ、その重要性から市指定史跡となっている。他にも、牛越城跡（50）・大甕七館の一つである明神館跡（51）・奥州下向の際、最初に相馬氏の拠点となった別所の館跡（現、相馬太田神社）（52）などが比較的良好な中世山城の形態を残しながら所在しており、在地の領主の館跡も丘陵上や平野部の各地に点在しているが、発掘調査の手続きもなされないまま、部分的な破壊を受けているものも見受けられる。

中世の村落遺跡の把握は難しいが、米々沢の谷地畑遺跡（53）はその可能性が高い。平成2年に範囲確認調査が実施（註13）され、祥符元寶などの北宋銭が出土しており、近世にかけての遺跡と推定される。遺跡は奈良～平安時代の集落竹花A遺跡に隣接し、太田川北岸の自然堤防上に立地している。

中世末の館跡である泉平館跡（54）は、相馬一族の長、岡田氏の居城とされ、短期間に使用された館であるが、ほ場整備事業に伴い、平成7年度に主郭から南側の発掘調査が実施された。小規模な畝堀を伴う堀跡と出入口が見つかった。

近世の遺構として、初頭期の慶長2年（1597）から同8年（1603）に相馬氏の居城として再整備されて使用された牛越城跡や中期初頭の寛文6年（1666）以降に築かれた野馬土手（55）及び出入口となる木戸跡がある。野馬土手は、野馬追に欠かせない野生馬の保護に力を尽くしてきた結果、増殖した馬が畑の作物を荒らしたり、放散しないように雲雀ヶ原扇状地を囲むように、東西約10km、南北約2.6kmに築かれたものである。大部分は土塁であるが、石垣としていた所もある。平成5年には、小高町が菖蒲沢で石垣の野馬土手の一部分を調査している。現在ではほとんど消滅してしまっており、その保護が急がれるが、昭和62年（1987）の桜井野馬土手の範囲確認調査（註14）及び、平成5年の牛来、歴史民俗資料館予定地における調査では、土手の規模と内側に溝を掘っていた状況が確認されている。木戸跡は、多い時で30数ヶ所が設けられていたといわれているが、現在その姿をとどめているものは市指定史跡の羽山岳の木戸跡（56）一ヶ所だけとなっている。

近世後半から近代にかけては藩営の大規模なたたらとして馬場鉄山があり、周辺の小規模なたたらとしては財団法人福島県文化センター遺跡調査課により調査された馬場の五台山B遺跡（57）、片倉の羽山B遺跡（9）が阿武隈高地の山間部に遺されている（註1）。

また、近年、泉の正福寺跡（58）では火葬墓が調査され、泉の法幢寺跡（18）、北泉の地藏堂B遺跡（59）ではいわゆる鍋被りを含む土坑墓が調査され、近世の葬制・墓制に関する資料も蓄積されつつある。

参考・引用文献

- 註1 1990 寺島文隆 他 『原町火力発電所建設関連遺跡調査報告書Ⅰ』
福島県教育委員会・(財)福島県文化センター
- 註2 1994 武田耕平 『県道相馬浪江線付替え工事関連遺跡発掘調査報告書畦原F遺跡』
原町市教育委員会
- 註3 1983 長島雄一 『赤沼遺跡試掘調査報告』 原町市教育委員会
- 註4 1997 鈴木文雄 他 『原町市内遺跡発掘調査報告書2』 原町市教育委員会
- 註5 1992 竹島國基 『桜井』
- 註6 1996 辻 秀人 他 『桜井高見町A遺跡発掘調査報告書』
東北学院大学文学部史学科辻ゼミナール・原町市教育委員会
- 註7 1985 玉川一郎 他 『国指定史跡桜井古墳範囲確認調査報告書』 原町市教育委員会

- 註8 1969 竹島國基 他 『原町市高見町1号墳・与太郎内1号墳調査報告書』
原町市教育委員会
- 註9 1965 竹島國基 他 『原町市高林古墳群調査報告書』 原町市教育委員会
- 註10 1974 渡邊一雄 他 『羽山装飾横穴発掘調査概報』 原町市教育委員会
- 註11 1984 戸田有二 『考古学研究室発掘調査報告書福島県原町市・入道迫瓦窯跡』
国士館大学文学部考古学研究室
- 註12 1991 寺島文隆 他 『原町火力発電所建設関連遺跡調査報告書Ⅱ』
福島県教育委員会・(財)福島県文化センター
- 1997 寺島文隆 他 『原町火力発電所建設関連遺跡調査報告書Ⅲ』
福島県教育委員会・(財)福島県文化センター
- 註13 1991 玉川一郎 他 『原町市内遺跡詳細分布調査報告書Ⅱ』 原町市教育委員会
- 註14 1988 玉川一郎 『野馬土手跡範囲確認調査報告書』 原町市教育委員会

第2章 調査遺跡

平成12年度の国・県補助事業に係る調査遺跡は7遺跡である。

泉廃寺跡は、昨年度県営高平地区ほ場整備事業に係る遺跡内容確認を目的とした第13次調査を実施したところ、古代行方郡なめかたぐんの郡庁院が検出されたため、本地区をほ場整備事業地区から除外し、遺跡の保存整備事業のための調査に切り替え第14次調査を実施したものである。

町川原遺跡、上ノ内遺跡、坂下遺跡、堰場遺跡は、県営上太田地区ほ場整備事業に係る試掘調査を実施した。

田堤遺跡は、産業廃棄物最終処分場建設に係る試掘調査を実施した。

高見町C遺跡は、建物を取り壊し、新たな宅地造成に伴う試掘調査である。

植松B遺跡は、県道改良工事に伴う試掘調査を実施した。

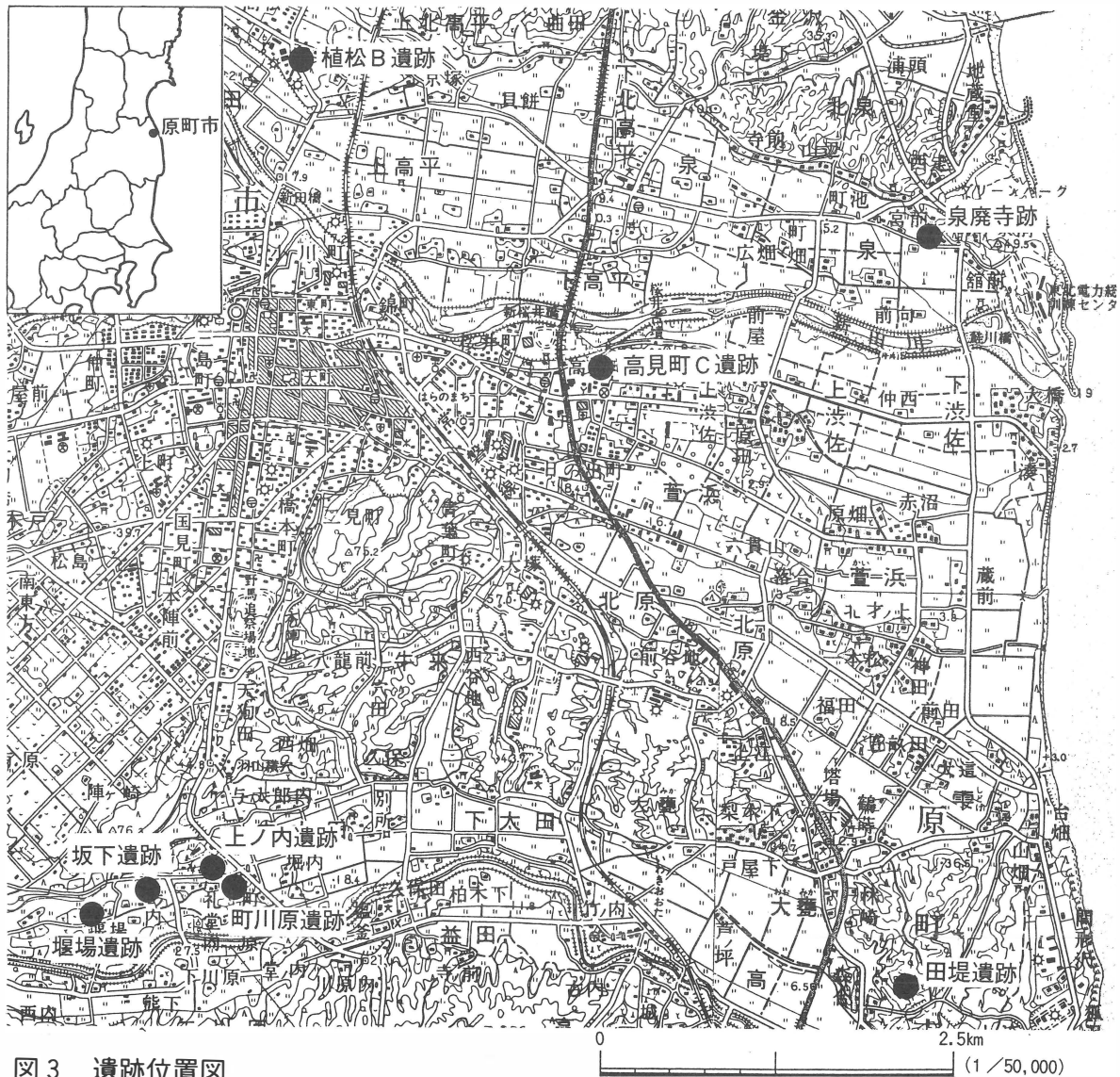


図3 遺跡位置図



図4 上太田地区遺跡位置図

第3章 試掘調査及び調査成果

第1節 泉廃寺跡(第14次調査)(遺跡番号20600097)

所在地	原町市泉字町池・宮前・寺家前・町・館前
調査期間	平成12年5月25日～平成13年1月24日
対象面積	8,000m ²
調査面積	3,500m ²
事業内容	泉廃寺跡保存整備のための確認調査
調査担当	堀 耕平・藤木 海
発掘補助員	北山八重子・渡部トシ子・佐藤シン子・佐藤紀美子・高橋キイ子・紺野弘子・ 篠原一男・遠藤紀子・佐藤フクイ・木幡一征・新妻孝子・青田 翠・ 木幡春江・杉浦桂子・小川紀美子・大竹裕一・小此木越雄・山邊瑞秋・ 佐藤民子・酒井和秋・益山富士子・志賀愛子・渡部和子・荒 洋子・ 鈴木時江・大内スミ子・佐藤 昭

遺跡概要

泉廃寺跡は、市内を東流する新田川河口近くの河岸段丘の縁辺から沖積地にかけて立地しており、遺跡の乗る地形は北側に丘陵を控え、南に向かって緩く傾斜している。遺跡はこの丘陵裾に沿った東西1kmほどの横に長い広がりを持ち、現在その範囲は約120,000m²と推定されている。

この範囲のなかで、字宮前・寺家前を中心とする地域では建物の礎石が群在し、炭化米や古瓦が採集できることが古くから知られ、昭和30年には49,000m²が泉廃寺跡の名で福島県の史跡に指定されている(図5)。

その後、平成6年以降の県営ほ場整備事業に伴う発掘調査が継続的に実施されるにしたがって、遺跡の広がりやその内容が具体的に明らかとなり、泉廃寺跡は古代陸奥国行方郡衙跡に比定されるに至った。平成8年に行われた第4次調査では区画大溝と掘り込み地業が確認され、この部分に正倉域が広がることが明らかとなっている。また、平成10年に行われた第8次調査では八脚門を伴う板塀に区画された館と考えられる建物群が確認されている。今年度の第14次調査では、これらの官衙施設のなかで中枢となった政庁と思われる一画が明らかになり、郡衙を構成する基本的な施設が出揃いつつある。

調査概要

昨年度に行われた第13次調査では、県指定地の東側に隣接する寺家前地区約3,500m²の確認調査を行った。その結果、南側に位置する第2次調査区で確認されていた一本柱列の北側延長部分とともに、この一本柱列に区画された建物群が確認された。この一画では、大形の掘立柱建物跡が多数確認され、その配置は東西棟・南北棟をコの字形に配置したものと考えられるため、行方郡衙の政庁にあたる建物群であると推定された。したがって、各建物群の配置計画や

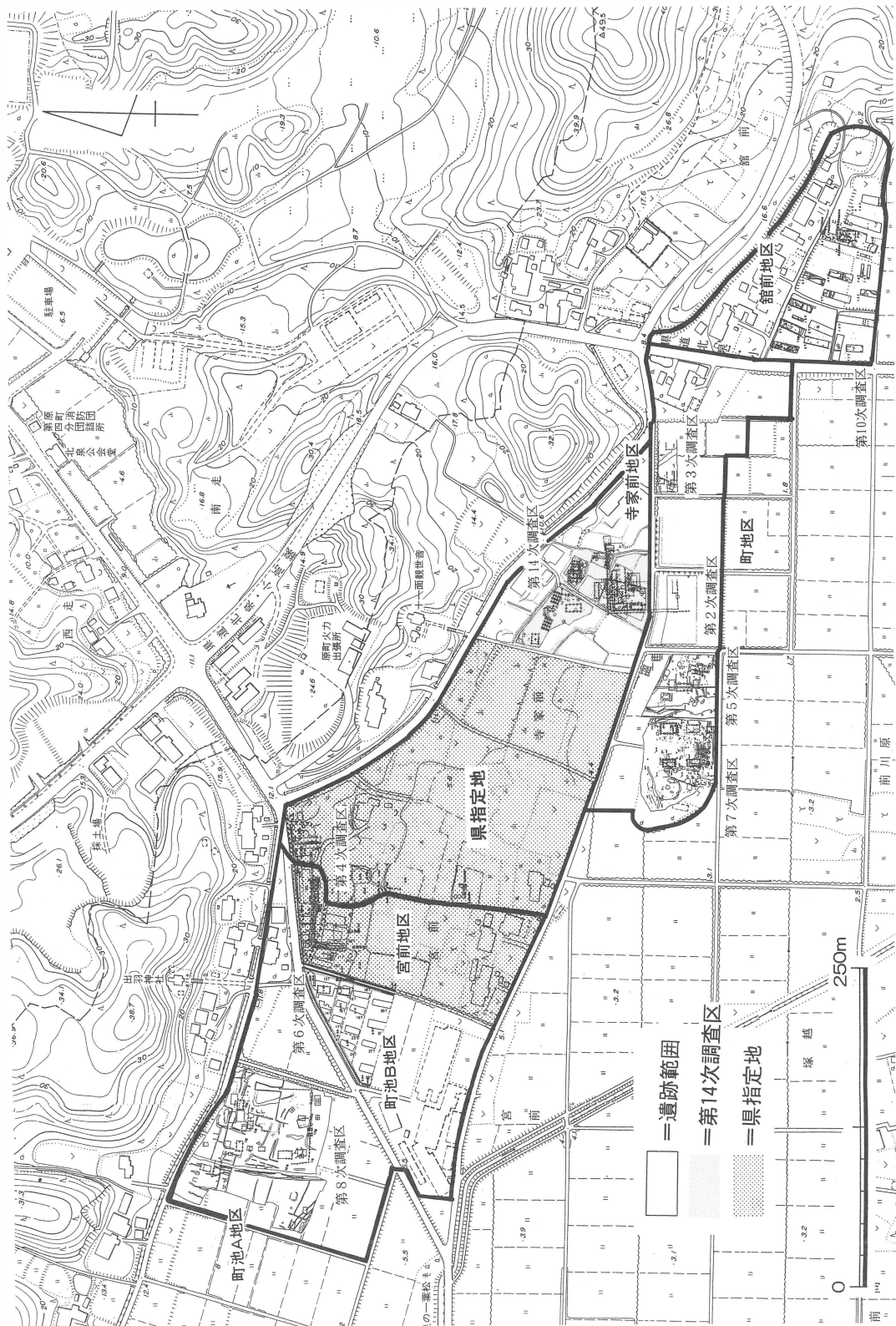


図5 泉廃寺跡全体図

重複関係などを検討し、郡庁の構造的特徴や変遷を明らかにするため、第14次調査では、第13次調査区検出の遺構について、引き続き調査を行うこととなった。また、当調査区内で一本柱列は第2次調査区検出部分と同様に東へ折れ曲がり、方形の区画を形成することが明らかになったが、この区画の東西規模を確定するため、区画北辺の一本柱列の東側延長部分に新たに調査区を設定した。

調査成果

今回調査区を調査時の呼称にしたがってA～G区に分けて呼ぶこととし、各地区ごとに、官衙関連と思われる掘立柱建物跡および柵列跡を中心に概要を報告する(図6)。

(1) A・B・D・F・G区

昨年度の第13次調査に引き続き調査を行った郡庁院にあたる部分である(図7)。調査の結果、掘立柱建物跡12棟、一本柱列8列、溝跡1条、土坑15基を確認した。なお、G区は郡庁域の東限を確定するために本次調査において設定した調査区である。

5号掘立柱建物跡

郡庁域北辺中央に位置する。6号柱列を切り、4号柱列に切られる。主軸方位は真北を指す。桁行7間×梁行2間の東西棟側柱建物で、桁行総長18.9m(2.7m等間)、梁行総長4.2m(2.1m等間)を測る。

6号掘立柱建物跡

郡庁域北辺柵列の北側に位置する。主軸方位は真北を指す。桁行6間×梁行2間の東西棟側柱建物で、桁行総長12.6m(2.1m等間)、梁行総長3.3m(16.5m等間)を測る。

7号掘立柱建物跡

郡庁域西辺に位置する。8・13号掘立柱建物跡、2号柱列を切り、13号土坑に切られる。主軸方位はN-5°-Wを指す。桁行4間×梁行2間の南北棟側柱建物で、桁行総長9.6m、梁行総長4.8mを測る。柱間寸法は、西側桁行が北から2.7m+2.4m+2.1m+2.4m、東側桁行が2.4m等間、梁行は北・南側とも西から2.7m+2.4mである。

8号掘立柱建物跡

郡庁域西辺に位置し、7・13号掘立柱建物跡、2号柱列に切られる。主軸方位は真北を指す。桁行4間以上×梁行2間の南北棟側柱建物で、桁行総長10.8m以上(2.7m等間)、梁行総長4.2m(2.1m等間)を測る。なお、当建物跡の西側桁柱列北第2柱および東側桁柱列北第2柱の柱掘方を半截したところ、両者とも柱根が遺存していた。柱材はクリと判明した(註1)。

9号掘立柱建物跡

郡庁域西辺に位置し、14・15号掘立柱建物跡、2号柱列を切る。主軸方位は真北を指す。桁行3間×梁行2間の南北棟側柱建物で、桁行総長8.1m、梁行総長5.1mを測る。柱間寸法は桁行が2.7m等間、梁行が北・南側とも西から2.4m+2.7mを測る。

10号掘立柱建物跡

郡庁域中央北寄りに位置する。6号柱列、2号土坑を切り、11号掘立柱建物跡、12号掘立柱建物跡に伴う整地層、1号溝跡、14・15号土坑に切られる。大半が調査区外にかかり、また

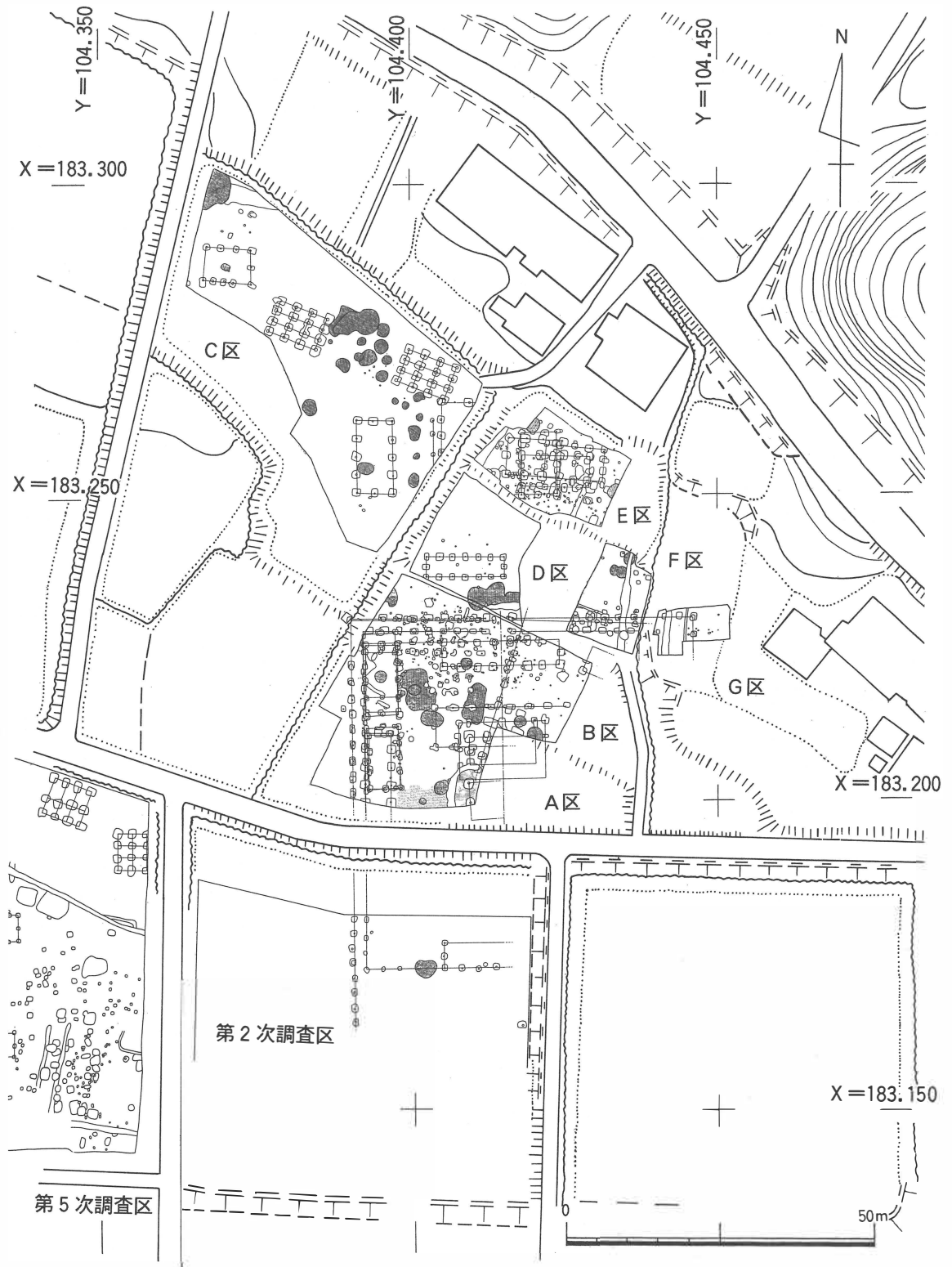


図6 第14次調査区全体図

14・15号土坑に掘方の多くが切られるため全体規模は不明確であるが、桁行1間以上(柱間2.7m)×梁行2間(2.4m等間)の建物である。また、北側と西側に平行してやや小型の柱穴列が並び、これらは庇の柱穴と考えられる。庇の出は各面同じではなく、北面で2.4m、西面で1.5mを測る。また東面庇については明確ではないが、北面庇の東端の柱間が1.5mであるため、東面にも庇をもち、東面庇の出も西面と同様1.5mと考えられる。その場合、身舎の桁行は2.7m等間の4間に復元することができる。南面については、後出する12号掘立柱建物跡とそれに伴う整地層に切られるため庇の有無は不明であるが、正面である南面に庇を伴わないのは不自然であるため、南面にも庇を持つ可能性が高い。従って、当建物跡は身舎が4×2間の四面庇付建物と推定される。

11号掘立柱建物跡

郡庁域中央北寄りに位置する。10号掘立柱建物跡、6号柱列、1・2号土坑を切り、3号土坑に切られる。主軸方位は真北を指す。桁行7間ないしそれ以上、梁行2間の東西棟側柱建物跡である。桁行総長は東側が調査区外にかかるため不明であるが、7間とした場合21.0m(3.0m等間)、梁行は6.0m(3.0m等間)を測る。

12号掘立柱建物跡

郡庁域中央部に位置する。主軸方位はN—5°—Wを指す。大半が調査区外にかかり、柱穴2個分を確認したのみであるため、全体規模は不明である。柱間は3.0mを測る。なお、当建物跡の北側桁行と、7号掘立柱建物跡の南側梁行の柱筋が揃う。

13号掘立柱建物跡

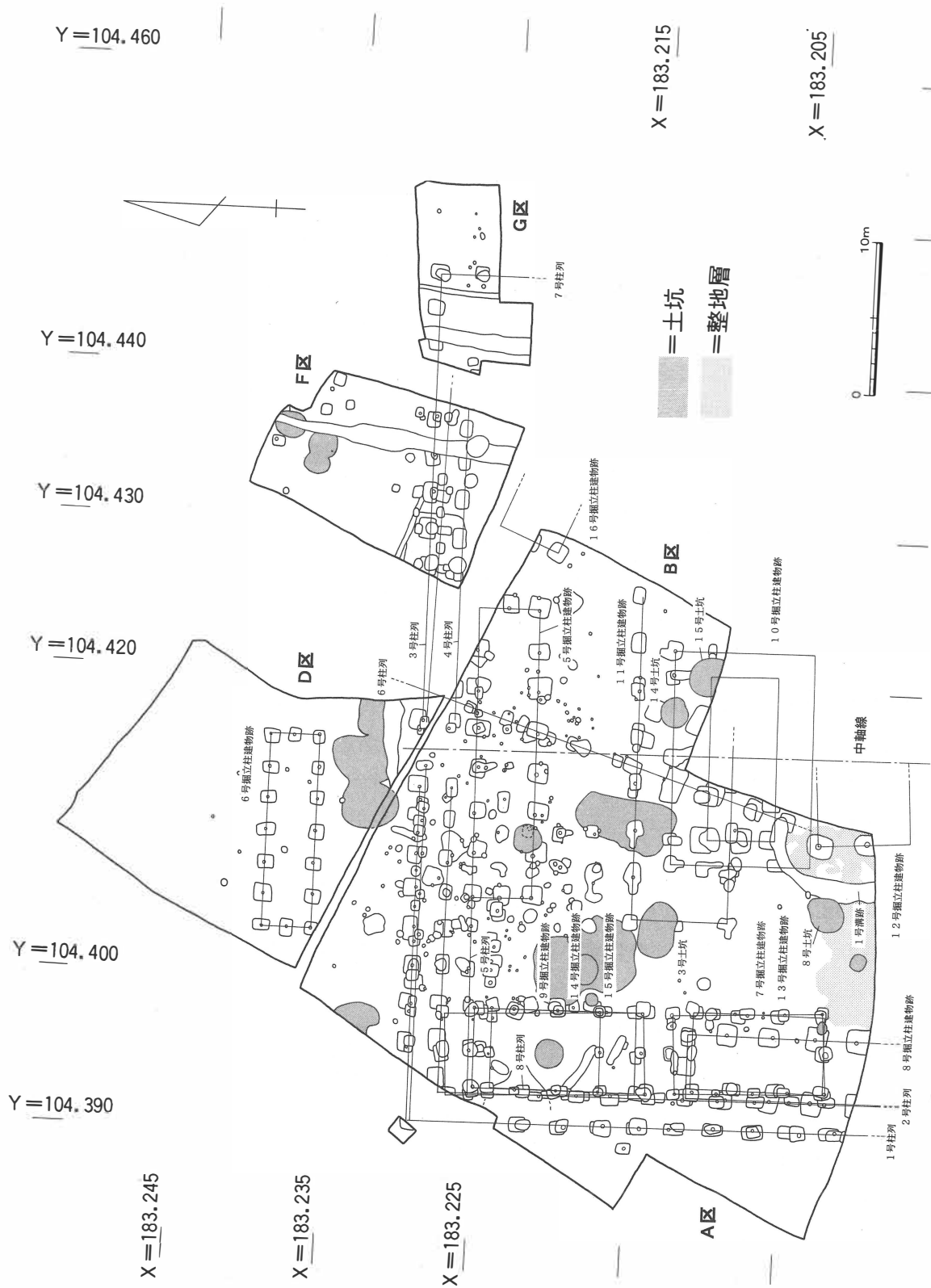
郡庁域西辺に位置する。8号掘立柱建物跡、2号柱列を切り、7号掘立柱建物跡に切られる。主軸方位は真北を指す。桁行3間ないしそれ以上、梁行2間の南北棟側柱建物である。桁行は3間を想定しているが、北側梁行の中央柱の掘方を確認できず、北にのびる可能性もある。柱は抜き取られており、また多くの掘方が7号掘立柱建物跡に切られているため、各掘方において柱位置を明確に捉えられなかったが、掘方の中心で規模を計測すると、桁行総長8.1m(2.7m等間)、梁行総長4.8m(2.4m等間)を測る。

14号掘立柱建物跡

郡庁域西辺に位置する。2号柱列を切り、9・14・15号掘立柱建物跡に切られる。主軸方位は真北を指す。桁行4間×梁行2間の南北棟側柱建物で、桁行総長9.6m、梁行総長5.1mを測る。柱間は桁行が2.4m等間、梁行が北側・南側とも西から2.4m+2.7mを測る。

15号掘立柱建物跡

郡庁域西辺に位置する。14号掘立柱建物跡、2号柱列を切り、9号掘立柱建物跡に切られる。主軸方位はN—5°—Wを指す。桁行5間×梁行2間の南北棟側柱建物で、桁行総長12.9m、梁行総長5.1mを測る。柱間寸法は、東側桁行が北から2.4m+2.4m+2.7m+2.7m+2.7m、梁行は北・南側とも西から2.7m+2.4mである。



16号掘立柱建物跡

B区東端で柱穴2個を確認した。全容は不明である。主軸方位はN-20°-Eを示す。

1・3・7号柱列

1・3・7号柱列は、郡庁域の西・北・東辺を区画する柵列で、これらは一連のものである。

1号柱列は、郡庁域西辺を区画する南北柵列である。主軸方位は真南北を指す。当調査区内で8間分を確認している。また、第2次調査区では1号柱列の南側延長部分が確認されている。掘方には同位置で2時期の重複が認められる。柱間は、部分的にばらつきがみられるものの、2時期目の柵列では2.4mを基本としている。また、2時期目の柵列は1時期目の柵列の柱位置を基本的に踏襲して建て替えたものと考えられる。なお、調査区を拡張して、東へ折れ曲がる北西コーナーの掘方を確認している。

3号柱列は、郡庁域北辺を区画する東西柵列である。主軸方位は真東西を指す。柱掘方には3時期の重複が認められ、ほぼ同一線上で2回の建て替えが行なわれている。1時期目の掘方は他の時期に比して大型で整った方形を呈しているが、2・3時期目では掘方は小型の隅丸方形となる。1時期目の柵列は2・3時期目に切られているため柱位置が必ずしも明らかではないが、柱間は2.4m前後とみられる。ただし、西から10間目の柱間だけが4.5mと広くとられており、この部分が入口とされ、柵列は途切れていたものと推定される。しかし、3号柱列の東西中央はこの部分ではなく、区画の北東コーナーは入口を中心とした場合、西側が21.6m(2.4m等間で9間)、東側は28.8m(2.4m等間で12間)となり、入口の柱間4.5mを加えた東西規模は54.9mを測る。

7号柱列は、郡庁域東辺を区画する柵列である。主軸方位は真南北を指す。G区で1間分を確認した。柱間は2.7mと推定される。掘方の規模・形状から、北辺を区画する3号柱列の1時期目に伴う柱列と考えられる。

2・4号柱列

2・4号柱列は郡庁域の西・北辺をそれぞれ区画する柵列で、両者は一連のものである。1・3号柱列の2.0m内側を平行している。4号柱列の掘り方は、B区とその東側に位置するF区で確認されたが、G区まではのびていない。F・G区間の未調査部分で南へ折れ曲がる可能性が高い。

2号柱列は郡庁域西辺を区画する南北柵列である。8号掘立柱建物跡・8号柱列を切り、7・9・13・14・15号掘立柱建物跡に切られる。主軸方位は真南北を指す。柱間は2.4m等間である。当調査区内で10間分を確認している。建て替えは認められない。

4号柱列は郡庁域北辺を区画する東西柵列である。15号掘立柱建物跡に切られる。主軸方位は真東西を指す。B区とその東側に位置するF区で掘方を検出した。柱は抜き取られているため柱位置は明確ではないが、柱間は2.4m等間と推定される。ただし、西から9間目の柱間だけが4.5mとやや広くとられており、3号柱列と同様この部分が入口とされ、柵列は途切れていたものと推定される。

5・8号柱列

郡庁域北・西辺を区画する柵列であり、両者は一連のものである。

主軸方位はそれぞれ真東西、真南北を指す。5号柱列は東西に4間分のびて東は5号掘立柱建物跡の北西隅柱に、8号柱列は5号柱列の西端から5間分南へのびて8号掘立柱建物跡の北西隅柱に連結するものと考えられる。5号柱列は9号掘立柱建物跡・2号柱列に、8号柱列は9・14・15号掘立柱建物跡・2号柱列にそれぞれ切られる。

6号柱列

A区東端からB区にかけて検出された南北柵列である。5・10・11号掘立柱建物跡に切られており、真北方位をとる郡庁域の施設よりも古い。主軸方位は $N-20^{\circ}-E$ を指す。南端は12号掘立柱建物跡に伴う整地層に切られ、北は調査区外にのびるが、北側に位置するE区では検出されず、この部分まではのびていない。柱は抜き取られている。

1号溝跡

A区南東端で確認した溝跡である。整地層を切って掘削されている。A区南端から南北方向へのび、緩やかに東方向へ屈曲している。当溝跡は12号掘立柱建物跡を囲むような位置関係にあり、12号掘立柱建物跡と同様整地層を切っていることから、12号掘立柱建物跡に伴う溝跡であると推定される。ただし、その機能については明らかではない。10号掘立柱建物跡を切り、10世紀前半の土器を出土した8号土坑に切られている。

整地跡

A区南東端付近において、ロームブロックを多量に含む土層が広がっていた。先述のように、10号掘立柱建物跡の南側部分はこの層の下に入り込んでいるものと考えられ、また12号掘立柱建物跡はこの層を切って造営されている。したがって、この土層は郡庁域存続期間内に形成されたものである。また、12号掘立柱建物跡に伴うと思われる1号溝跡もこの層の上から掘削されている。この層の広がりや水田造成による削平によって必ずしも明確ではないが、12号掘立柱建物跡を中心に広がっているものと見られ、遺構の乗る地形が南に向かって緩く傾斜していることから、12号掘立柱建物建設にともなって、その部分を整地したものと考えられる。

(2) C区

掘立柱建物跡5棟、溝跡1条、土坑22基を確認した(図8)。

1号掘立柱建物跡

C区南端に位置し、26号土坑に切られる。主軸方位は真北を指す。桁行4間×梁行2間の南北棟側柱建物で、桁行総長12.0m、梁行総長5.4mを測る。柱間寸法は、桁行が3.0m等間、梁行は北側が西から2.4m+3.0m、南側が2.7m等間である。

2号掘立柱建物跡

C区中央部に位置し、40号土坑に切られる。主軸方位は $N-20^{\circ}-W$ を指す。桁行3間×梁行3間の東西棟総柱建物で、桁行総長8.1m(2.7m等間)、梁行総長5.4m(1.8m等間)を測る。当建物跡の東側に位置する3号掘立柱建物跡は、これと同規模の総柱建物であり、両建物跡は桁行柱筋を揃えて直列に配置されている。

3号掘立柱建物跡

C区東端に位置し、4号掘立柱建物跡・31号土坑に切られる。主軸方位は2号掘立柱建物跡と同様 $N-20^{\circ}-W$ を指す。桁行3間×梁行3間の東西棟総柱建物である。桁行総長8.1m(2.7m等間)、梁行総長5.4m(1.8m等間)を測り、2号掘立柱建物跡と同規模である。また、この2号掘立柱建物跡と桁行柱筋が揃う。両建物の棟間距離は14mを測る。

4号掘立柱建物跡

C区東端に位置し、3号掘立柱建物跡を切る。主軸方位は真北を指す。桁行3間以上×梁行

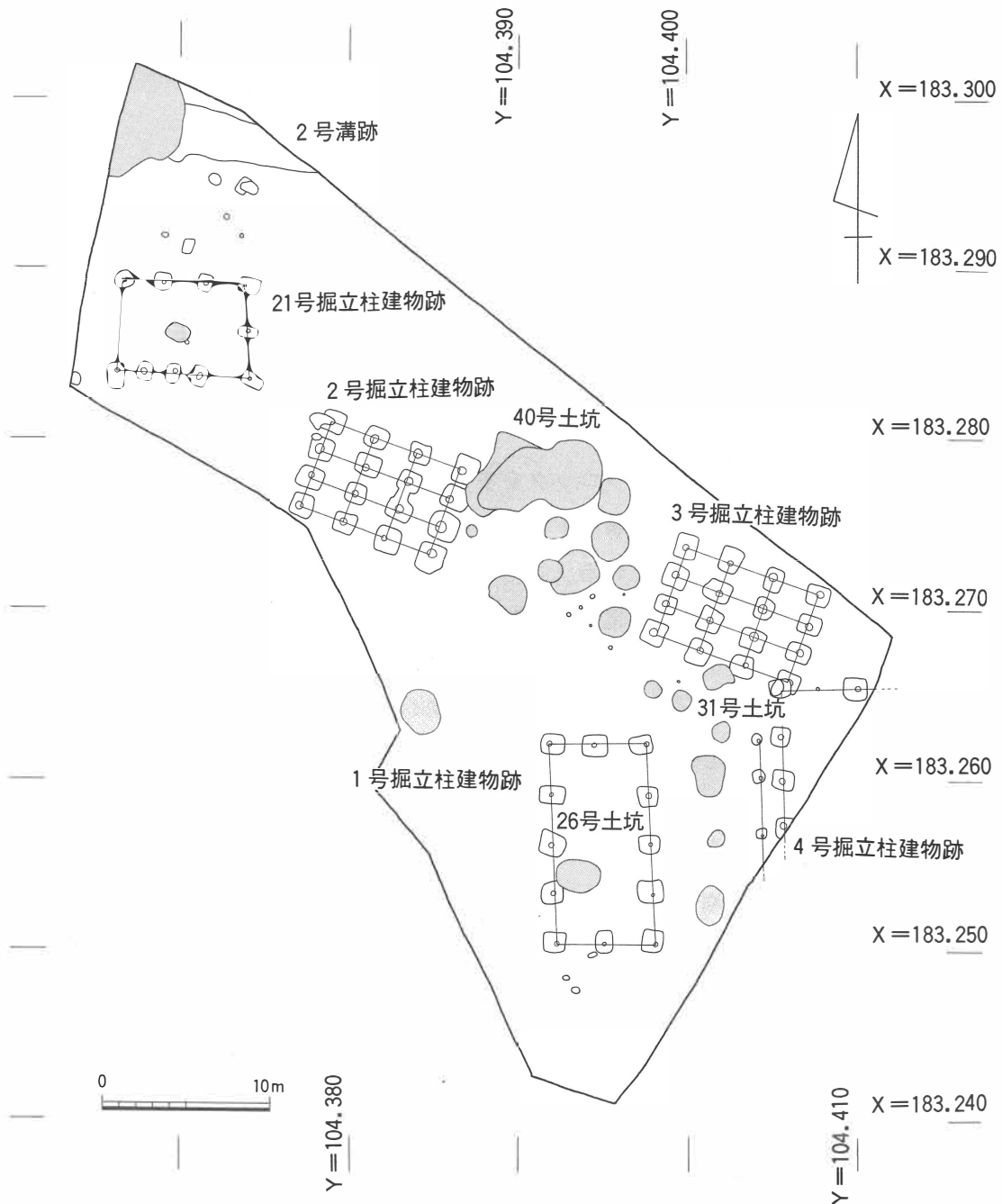


図8 C区全体図

2間以上の南北棟側柱建物跡である。大半が調査区外にかかるため、全体規模は不明である。柱間は桁行が2.7m等間、梁行が2.1m等間である。なお、当建物跡の西側桁行に平行するやや小型の柱穴3基を確認している。底の柱穴とも考えられるが、桁行の柱列と柱位置が合わないため、目隠し堀の可能性が高い。

21号掘立柱建物跡

C区西端で確認した東西棟側柱建物跡である。主軸方位は $N-3^{\circ}-E$ を指す。桁行は北側が3間、南側が4間、梁行は西側が1間、東側が2間であり、やや変則的な平面形式をとる。総長は北側桁行が7.05m、南側桁行が7.5m、梁行は西・東側とも5.4mを測る。柱間寸法は北側桁行が西から2.4m+2.4m+2.25m、南側桁行は西から1.5m+1.8m+1.5m+2.7m、東側梁行は北から2.7m+2.7mを測る。

2号溝跡

調査区北西端で確認した東西溝である。幅3.4~2.2m、深さ0.57mを測る。主軸方位は $W-9.5^{\circ}-N$ ($N-80.5^{\circ}-E$)を示す。43号土坑に切られている。

(3) E区

郡庁域北方に位置する調査区である。側柱建物跡が複雑に重複して確認されている(図9)。掘方の組合せを検討した結果4棟を復元することができたが、組合せの不明確な掘方がいくつか残り、もう1・2棟が存在しているものと思われる。他に土坑4基を確認している。

17号掘立柱建物跡

桁行3間×梁行2間の東西棟側柱建物で、桁行総長8.7m、梁行総長6.0mを測る。柱間は桁行が西から3.0m+2.7m+3.0m、梁行が3.0m等間である。重複関係から、当地区検出の建物跡のなかで最も新しい。主軸方位は $N-3^{\circ}-E$ を指す。

18号掘立柱建物跡

桁行5間×梁行3間の東西棟側柱建物で、桁行総長9.6m(4.8m等間)、梁行総長5.4m(1.8m等間)を測る。19・20号掘立柱建物跡を切り、17号掘立柱建物跡に切られる。主軸方位は $N-4.5^{\circ}-E$ を指す。

19号掘立柱建物跡

桁行4間×梁行2間の東西棟側柱建物で、桁行総長7.8m、梁行総長4.8mを測る。柱間寸法は、多くの掘方で柱痕跡を確認できなかったためへ明確ではないが、掘方のほぼ中央で復元すると、北側桁行が西から、1.8m+1.8m+2.4m+1.8m、南側桁行が西から2.4m+1.8m+1.8m

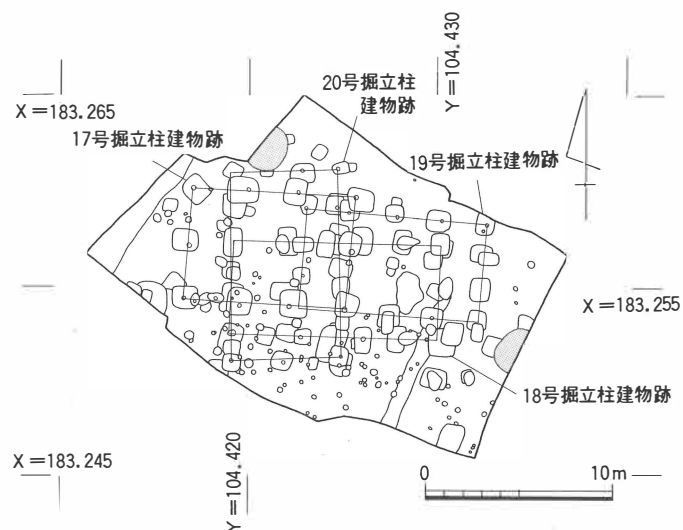


図9 E区全体図

+1.8m、梁行は東・西側とも2.4m等間である。重複関係は、20号掘立柱建物跡を切り、17・18号掘立柱建物跡を切る。主軸方位は $N-1^{\circ}-E$ を指す。

20号掘立柱建物跡

桁行5間×梁行3間の南北棟側柱建物で、桁行総長8.4m、また多くの掘方で柱痕跡を確認できなかったため、柱間寸法は不明確であるが、掘方の中央で復元すると、西側桁行が北から1.8m+1.8m+1.8m+1.2m+1.8m、北側梁行が1.8m等間である。17・18・19号掘立柱建物跡に切られる。主軸方位は $N-1^{\circ}-E$ を指す。

所 見

(1) 官衙施設の変遷について

官衙施設の変遷は、主軸方位の違いから、北より 20° 東に偏する建物をⅠ期、真北方位をとる建物をⅡ期として大きく2時期に区分することができる。

Ⅰ期に属する施設は、これまでに第3・5・13・14次調査区で確認されているが、これらの建物跡に重複や建替えは認められず、短期間のみ存続した創設期の官衙施設と考えられる。第14次調査区C区において検出された直列配置をとる大型の総柱倉庫は、この時期の正倉建物として建設されたものと理解できる。

Ⅱ期に属する建物は、郡庁域その他の建物にみられるように、建て替えられて長期間存続している。当遺跡が郡衙として整備されるのはこの段階と考えられる。郡庁の変遷については後述するが、郡庁の変遷と他の施設のそれとの対応関係は今後の検討課題としたい。

現在までのところ、上述のような相対的な時期区分に対し、実年代を与えるための良好な資料は得られていない(註2)。しかし、官衙創設段階の施設の主軸方位が真北より振れ、官衙施設が整備される段階に真北方位に変わる例は、例えば東京都御殿前遺跡(註3)、大阪府嶋上郡衙跡(註4)、福岡県小郡遺跡(註5)など、全国各地の郡衙遺跡にみられる。そしてそれらの例では、真北より振れるものは7世紀後半～末頃に成立し、8世紀に入ってから真北方位に変わっている。こうした傾向が泉廃寺跡の事例に当てはまるかどうかは不明とせざるを得ないが、行方郡衙の成立と展開の過程に、他の郡衙遺跡と共通の歴史的背景が存在していた可能性があると思われる。

また一方で、当遺跡の北約1.5kmの地点には、製鉄炉123基、木炭窯149基を擁する全国最大規模の製鉄地帯である金沢地区製鉄遺跡群が位置している。この一大製鉄地帯は7世紀後半～10世紀初頭まで存続するが、そうした製鉄地帯の盛衰とその至近に位置する行方郡衙の変遷との間に密接な関連があったものと推測される。

具体的な年代決定は物的証拠がないため今後の課題としたいが、行方郡衙の成立と展開の過程は、全国的・地域的な背景を視野に入れて理解されるべきものと考えている。

(2) 郡庁の構造と変遷

郡庁の建物や区画施設には数多くの建て替えや重複が認められ、長期間にわたって変遷したことがわかる。特に、西脇殿や西辺柵列には部分的に5時期ないし6時期の重複がみられ、この部分の重複関係を整理することで、郡庁の変遷を明らかにすることができるも

のと思われる。しかし、脇殿の複雑な切り合いに比べ、正殿にあたる建物は現在10・12号掘立柱建物跡の2棟しか確認されておらず、両者は建て替えも行われていないことから、正殿と脇殿の対応関係は必ずしも明確ではない。したがって、脇殿・区画施設の変遷を基礎としながら、正殿との対応関係も考慮に入れて、a～c期の3時期に区分することとした(図10)。

① a 期

西脇殿の重複関係を検討すると、相対的に最も古いと判断されるのが調査区西端で確認された8号掘立柱建物跡である。また、重複関係は少ないが、これと同規模とみられる5号掘立柱

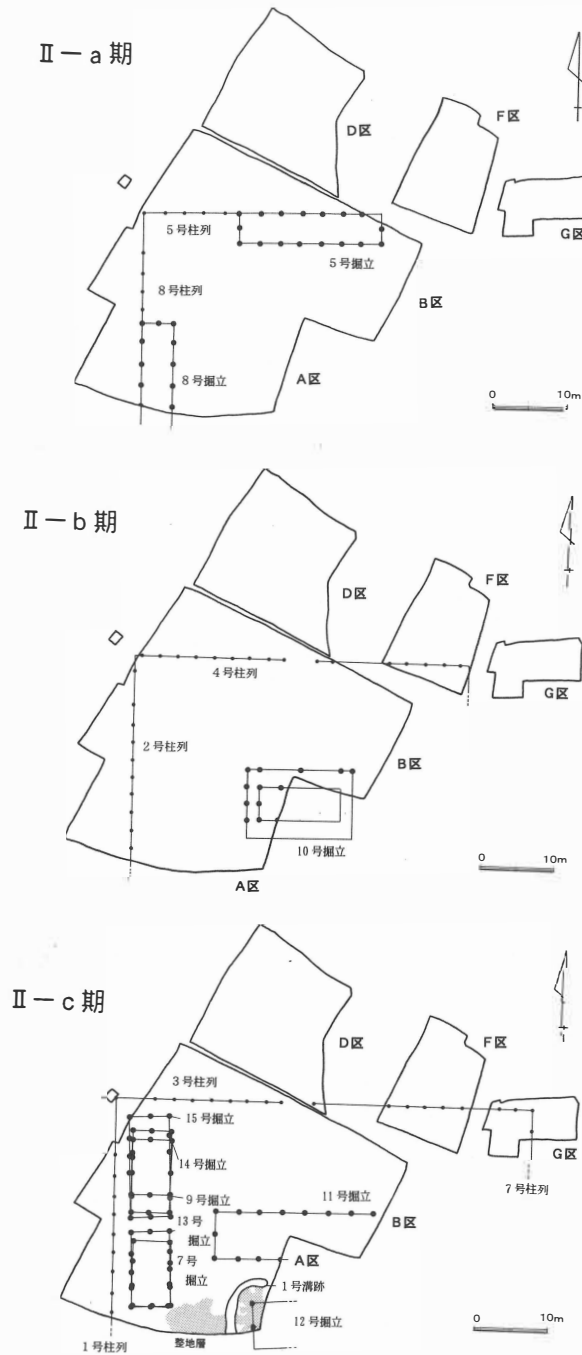


図10 郡庁遺構変遷図

建物跡もこれに伴うものと思われる。5号掘立柱建物跡は、桁行9尺等間の7間、梁行7尺等間の2間で、長舎構造の建物である。8号掘立柱建物跡も桁行総長は調査区外にかかるため不明であるが、桁行柱間9尺等間、梁行7尺等間の2間であり、両者とも比較的大型の柱掘方をもつことから同規模の建物の可能性が高く、5・8号柱列によって連結されることから同時期に並存したものと考えられる。なお、5号掘立柱建物跡の東側に位置するF区の調査を行なったが、これに相当する柵列は確認されていない。

5号掘立柱建物跡の東西中央に中軸線を設定して、反転復元すると、この時期の郡庁域の東西規模は45mとなる。また第2次調査区では、この5号柱列あるいはこれと重複するb期の2号柱列の南側延長部分と思われる柵列が確認されており、ここでは柵列は東へ折れ曲がり、桁行柱間9尺等間(4間分確認)、梁行柱間7尺等間の2間の東西棟建物に取りつくことが明らかとなっている。この柵列は、検出面が低く遺構の残りが悪かったため1時期分しか確認されていないが、柵列にとりつく建物を中軸線にしたがって復元すれば、5号掘立と同様、桁行7間の建物に復元することができ、5号掘立柱建物跡と対面する配置となるため、a期に属するとしたい。その場合、南北規模は52mとなる。

このように、a期の郡庁は長舎構造をもつ同規格の建物が口の字形に配置され、これらが柵列により連結される構造となっていた可能性が高い(註6)。郡庁中軸線には庇付の10号掘立柱建物跡も乗るため、10号掘立柱建物跡もこの時期に伴う可能性があるが、b期郡庁の東・西辺はa期のそれを基本的に踏襲しており東西規模が変わっていないため、b期に属する可能性もある。正殿の変遷と脇殿のそれとの対応関係を明らかにすることは、その顕著な踏襲性から現段階では難しい。a期からb期への移行が漸進的に行なわれたと理解している。

②b期

2・4号柱列に区画される時期である。西辺を区画する2号柱列はa期の郡庁西辺をそのまま踏襲し、北辺を区画する4号柱列は5号柱列の2.0mほど北に平行している。おそらくこの時期に、四面庇の正殿として10号掘立柱建物跡が伴うものと思われる。2号柱列は当調査区内で検出された西脇殿の全てと重複するため、この時期には脇殿は存在しなかったものと思われる。ただし、調査区外に1棟存在した可能性も残る。

2・4号柱列とも、柱間は2.4m(8尺)に統一されているが、4号柱列の東西中央の柱間だけ4.5m(15尺)とやや広くとられ、この部分が入口とされていたものと思われる。b期郡庁の東西規模は基本的にa期のそれを踏襲しているため、a期郡庁の中軸線にこの入口部分は一致する。10号掘立柱建物跡の東西中央も中軸線に乗る。また、2号柱列と4号柱列とがぶつかる部分では、コーナーとなる柱穴を確認していないが、図上で復元すると4号柱列の西端の柱間だけが1.05mとなる。これは東端についても同じである。この部分だけ柱間が狭いか、コーナー部分に柱穴が存在せず、柵列が途切れていた可能性がある。

区画の東西規模はa期と同様45mと推定される。また南北規模は、第2次調査区で確認された建物に取りつく柵列をa期に属するとしたため、2号柱列の南側延長部分については明確でないが、基本的にはa期の柵列を踏襲していると考えられ、その場合南北規模は54mとなる。

③ c 期

これまでの郡庁域の一回り外側を巡る1・3号柱列に区画される時期である。当期が郡庁の最終段階と考えられる。1・3号柱列とも前段階のb期の区画施設である2・4号柱列の2.0m外側を平行して走る。郡庁西辺を区画する1号柱列は2時期、北辺を区画する3号柱列は3時期分が重複する。また北辺では前段階の4号柱列と同じ位置で柱間が広くとられ、この部分がb期と同様入口とされていたものと思われる。

しかし先述のように、3号柱列の東西中央はこの部分ではなく、区画の北東コーナーは入口を中心とした場合、西側が2.4m等間で9間、東側は2.4m等間で12間となり、入口の柱間4.5mを加えた区画の東西規模は54.9mを測る。また、第2次調査区では1号柱列の南側延長部が確認されており、遺構の残りが悪いため南辺は不明確であるが、第2次調査区で検出した最南端の掘方で計測して南北64mを測る。したがって、c期の郡庁域は前2時期よりも拡大している。なお、3号柱列は2時期目以降の柱穴が、1時期目の北東コーナーを確認したG区では確認されておらず、2時期目以降の東西規模は不明である。

柵列に区画された内部には西辺に脇殿として南北棟建物が2棟直列に配置されている。このうち7号掘立柱建物跡の南妻柱筋が12号掘立柱建物跡の北側桁行の柱筋に揃うため、12号掘立柱建物跡がこの時期の正殿と考えられる。なお、7号・12号および15号掘立柱建物跡の方位は、他の建物がほぼ真北を指すのに対し、5°ほど西に偏している。

12号掘立柱建物跡は郡庁域中央部に広がる整地層を切って造営されている。整地層は前段階の正殿である10号掘立柱建物跡を切っているとみられ、c期郡庁造営の際に、正殿の位置だけ小規模な整地が行なわれたものと考えられる。12号掘立と同様にこの整地層を切る1号溝跡は12号掘立柱建物跡を囲むような位置関係にあり、12号掘立に伴う溝跡と考えられる。

上述のように、1号柱列は1回、3号柱列は2回建て替えられており、また南北に並ぶ脇殿も北側で3時期（9・14・15号掘立）、南側で2時期（7・13号掘立）の重複がみられ、同位置で数回建て替えられて変遷している。しかし、正殿である12号掘立柱建物跡には建て替えは認められない。柵列や脇殿の変遷からみると、c期はさらに数時期に区分することもできるが、基本的に同位置での建て替えであること、この時期に伴う正殿が1時期しか認められないことから、c期としてひと括りにした。また、12号掘立柱建物跡の北側に位置する11号掘立柱建物跡は、桁行7間分を確認しているが、7間で完結する建物であればこの時期に伴う後殿となる可能性がある。

なお、正殿である12号掘立柱建物跡、脇殿のなかで最も新しい7・9・15号掘立柱建物跡の柱痕跡には、焼土・炭化物が顕著に混入しており、最終段階のc期建物は火災に遭っていた可能性が高い。また、整地層や1号溝跡を切って掘り込まれている8号土坑からは10世紀前半の土器が出土しており、郡庁施設の下限はこの時期に求めることができる。

以上みてきたように、郡庁は長期間の変遷が認められ、特に西辺柵列・西脇殿の部分に顕著な踏襲性が認められる。そのことは、郡庁構造が継続的に維持され、改修・建て替えに際してもその機能が継承され続けたことを意味するものと考えられる。

ま と め

冒頭で述べたように、泉麿寺跡では正倉・郡庁・館など郡衙を構成する基本的な官衙施設が出揃いつつある。特に郡庁は、全国各地で確認されている郡衙の政庁と比較しても全く遜色のない規模と格式を備えており、その構造と変遷の過程が具体的に明らかとなったことが今回の調査では最大の成果であると言える。

最後に今後の課題となる事柄について述べ、まとめとしたい。まず、当面の課題として正殿の規模と構造の確定を、今後調査区を拡張して行っていく予定である。先述のように当郡衙跡では正殿よりも脇殿に多数の重複・建替えがみられ、正殿が脇殿の変遷とどう対応するのかが必ずしも明確ではない。正殿の構造と変遷を明らかにすることが今後の課題の一つである。

また、来年度には正倉域に比定される県指定地内の調査を行う予定である。この部分の現況は水田で、所々に礎石が遺存しており、遺構はかなり良好な状態で確認できることが予想される。郡衙施設のなかで郡庁と並んで重要な施設である正倉建物の配置構造や変遷を具体的に明らかにしていきたいと考えている。

郡衙施設全体の変遷については、建物の主軸方位の違いから大きくⅠ・Ⅱ期の2時期に区分でき、Ⅱ期は郡庁の変遷からさらにa～c期に細分できる。しかし、各地の郡衙遺跡の多くがそうであるように、出土する遺物が少なく、各期に実年代を与えることは困難である。Ⅰ期官衙施設の創設がいつか、またⅡ期の整備された官衙施設へ移行するのはいつなのかを明らかにすることが、最大の課題である。

(註1) 奈良国立文化財研究所の光谷拓実先生のご教示による。

(註2) 遺構に伴わないものの、遺跡全体から出土する遺物の年代幅は7世紀後半～9世紀後半であり、官衙施設の存続期間は概ねその範囲内におさまるもともと考えられる(東北学院大学の辻 秀人先生のご教示による)。

(註3) 東京都北区教育委員会『北区埋蔵文化財調査報告第4・5・13・21・27集御殿前遺跡Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ～Ⅵ』1988・89・94・97・2000年。

(註4) 大阪府教育委員会『大阪府文化財調査概要1970-1・1971-7 嶋上郡衙跡発掘調査概要Ⅰ・Ⅱ』1971・72年、高槻市教育委員会『高槻市文化財調査報告概要XⅧ・XⅧ嶋上遺跡群16・17』1992・93年。

(註5) 小郡市教育委員会『小郡遺跡Ⅰ～Ⅲ 小郡市文化財調査報告書第6・47・56集』1980・88・89年。

(註6) その場合、郡庁域の北辺と南辺に配置された7×2間の建物は、中央間に入口が設けられた長屋門のような構造となるものと考えられる。そのことは、後述するb・c期の郡庁域の北辺を区画する柵列が、これとほぼ同じ位置に入口を設けていたことから傍証される(東北歴史博物館の岡田茂弘先生のご教示による)。

第2節 町川原遺跡（遺跡番号20600160）

所在地	原町市上太田字町川原、内堀子、中島
調査期間	平成12年4月17日～5月9日
対象面積	20,000m ²
調査面積	405m ²
事業内容	県営上太田地区ほ場整備事業に係る保存協議の資料を得るための試掘調査
調査担当	堀 耕平
発掘補助員	篠原一男・遠藤紀子・佐藤フクイ・木幡一征・但野好子・新妻孝子・ 木幡春江・杉浦桂子・新妻順子・小川美紀子・高井孝子・佐藤民子・ 酒井和秋・小此木越雄・岩井幸雄・渡部和子・大竹裕一・山邊瑞秋・ 佐藤 昭・鈴木孝雄

遺跡概要

本遺跡は、原町市南部を東流する太田川佐岸の河岸段丘上に位置している。標高は約22mである。本遺跡は縄文土器、土師器、鉄滓が表面採集できることから縄文時代、奈良・平安時代の複合遺跡として周知されている。遺跡面積は約55,000m²である。

本遺跡の北約1kmには7世紀初頭の国指定史跡「羽山横穴」装飾横穴墓、北約800mには主軸長約47mと約20mの前方後円墳である与太郎内古墳1号墳・2号墳が所在している。また、北西隣りには縄文時代の散布地である上ノ内遺跡が所在している。

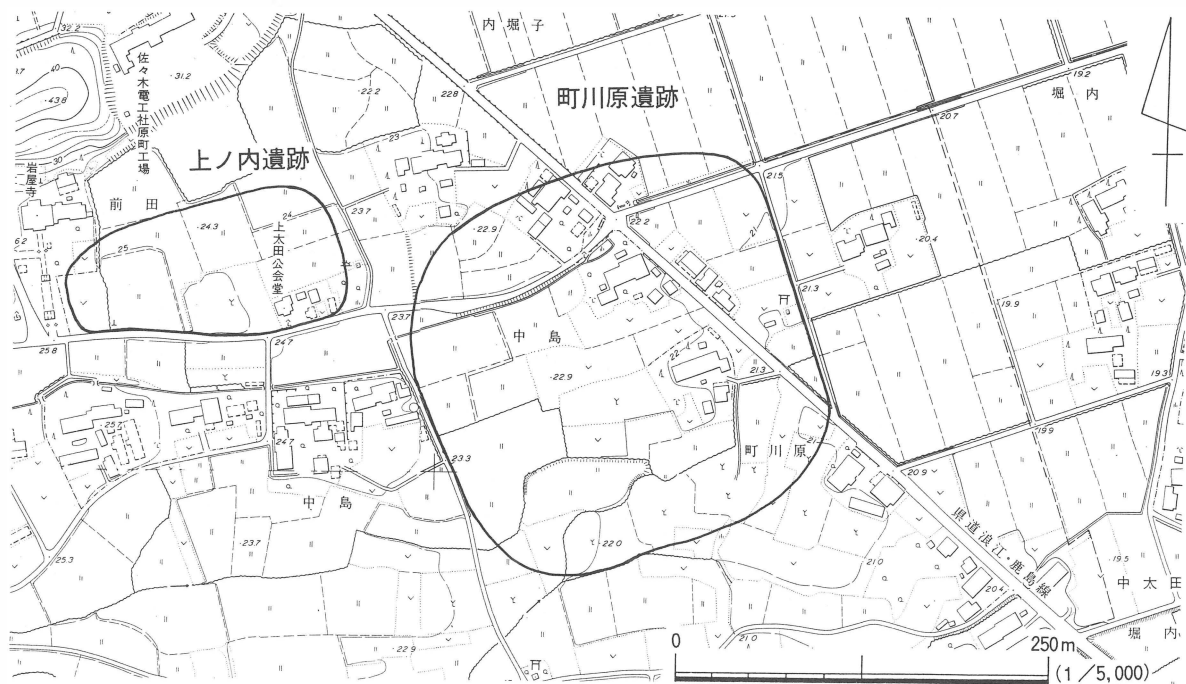


図11 遺跡位置図

調査概要

ほ場整備地区内に耕作者の協力を得て、試掘トレンチ34ヶ所を調査した。トレンチは地形や田畑の状況に応じて2×10m、2×5m、1×5mの大きさとした。

掘り下げは人力で行い、埋め戻しは重機を使用した。耕作土には礫が多く掘り下げにやや時間を要した。調査区南半では地山までの堆積土が厚く、深さが1.5mを超えるトレンチもあったが、北半では比較的地山が浅く、20cm程度の耕作土直下に遺構が検出された箇所もあった。

調査成果

検出遺構：奈良・平安時代の竪穴住居跡4軒（4、6、7、13T）、土坑1基（10T）、製鉄炉跡1基（22T）、鉄滓散布地1箇所

出土遺物：縄文時代の縄文土器、石鏃、石匙^{せきひ}、奈良・平安時代の土師器、須恵器、鉄滓

調査成果の概要

奈良・平安時代の竪穴住居跡は全て地形的にやや高い4・6・7・13Tから検出されているが、製鉄炉は22Tの低い場所からは検出されている。

奈良・平安時代の土師器・須恵器は最も北側の9Tから南側は20～23Tまで出土している。また、鉄生産に伴う鉄滓は20～23Tを中心に北側は4～7Tで多く出土しているほか、22T南側から32T北側の用水路周辺には椀形滓^{わんがたさい}、羽口を含む多量の鉄滓が散布している。

出土遺物

縄文土器5点、石器2点、土師器16点、須恵器2点、転用硯1点、カワラケ2点、瓦質土器3点を図に掲載した。

1～5は縄文時代後期前葉から中葉の土器である。6は珪質頁岩製の石匙、7は石弾である。

8～13は6T住居跡出土の土師器と須恵器である。8～11はロクロ使用の土師器杯で、8の底部切り離し技法は12の須恵器杯とともに回転糸切りであるため、これらは平安時代に属する。

14は7Tの住居跡出土の土師器甕で、製作に際しロクロを使用しておらず、器形から奈良時代の所産と判断できる。

16～17・24はロクロ不使用の土師器杯で奈良時代のものである。18～21はロクロ使用の平安時代の土師器杯で、18～19の底部切り離し技法は回転ヘラ切り、20～21は回転糸切りである。20の底部には墨書があるが、釈文は不明である。22～23は内面外面ともに黒色処理を施した土師器である。26は内面が良く磨耗しているため、須恵器甕の破片を転用した硯と考えられる。27～28はカワラケ、29～31は瓦質の鉢で、29・30は同一個体である。

所 見

遺構・遺物が検出された4・6・7・13・22Tを中心に北側は1・2・10T北側の用水路まで、南側は20～23Tの南、31～33Tの北の用水路の周辺までが本調査を必要とする範囲である。

ただし、11Tを設定した水田は盛土が厚く、本来はさらに低い地形であり、遺構・遺物が検出されなかったので本調査は不要と判断される。

以上より、本調査の必要な面積は13,700m²である。



図12 町川原遺跡トレンチ配置図（アミかけは要本調査範囲）

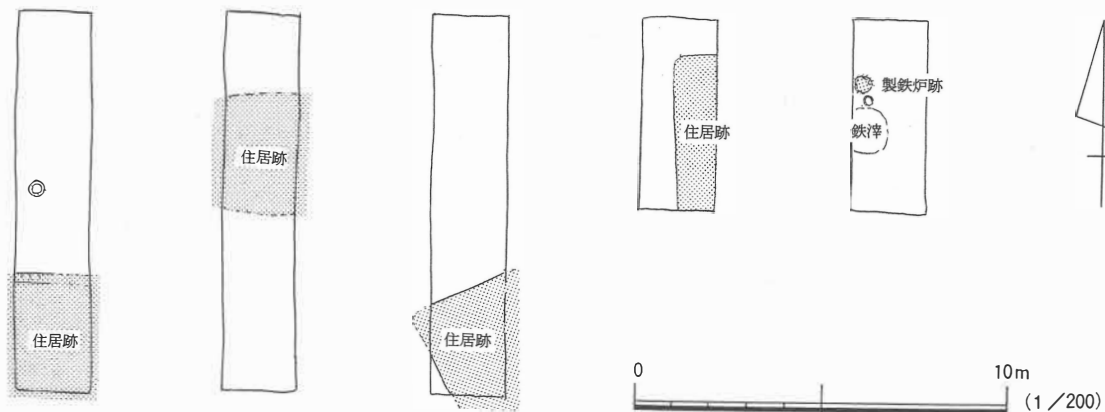


図13 町川原遺跡トレンチ図

町川原遺跡出土遺物一覽表

トレンチ	縄文土器	石器	土師器	須恵器	鉄滓	陶磁器	その他	計
1	10	2	67	18	9	4	カワラケ1	111
2	10	15	31	11		13		80
3	13	1	40	16		16	土製品1	87
4	24	3	76	19	2	23	羽口2	149
5	19		38	14	1	16		88
6	7	7	142	25	12	17	羽口1・カワラケ2	213
7	7	1	40	3		1	カワラケ1	53
8	1	1	14	2		5		23
9	1		5	4		1		11
10	3		9	1			羽口1	14
11	7		17	2		4		30
12	41	2	42	4	4		羽口1	94
13	5		28	9	1		銭貨1	44
14	3	1	46	14		6		70
16	31	1	52	1	2	1		88
17	6		17	8		1	羽口2・銭貨1	35
18	2		18					20
19		1	3				羽口1	5
20	1		13				羽口1	15
21		3	13	3	11	1	羽口3	34
22			6	1	13	1	羽口5	26
23	1		13	4	63	2	羽口38	121
25			5			17		22
26			2					2
27			1			4		5
28			4		3	68		75
30			4			2		6
31		1	2	1	4	1	羽口2	11
32		1	12	2	9	12		36
33						3		3
表面採集	5		13			41		71
合計	197	40	773	174	134	260	64	1642

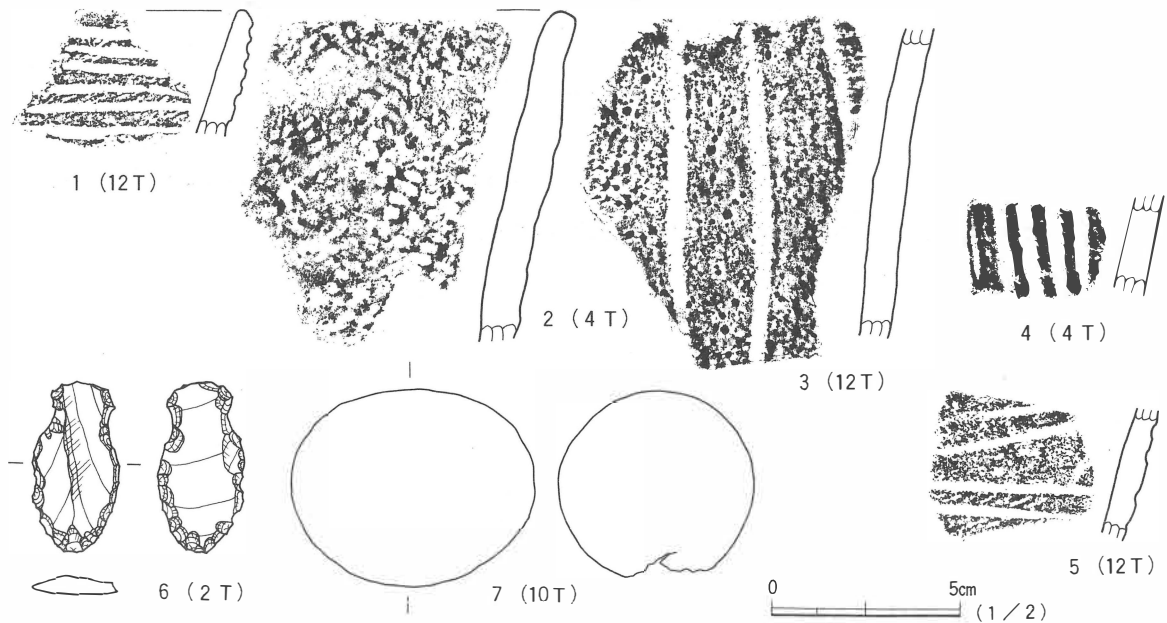


図14 町川原遺跡出土遺物(1)

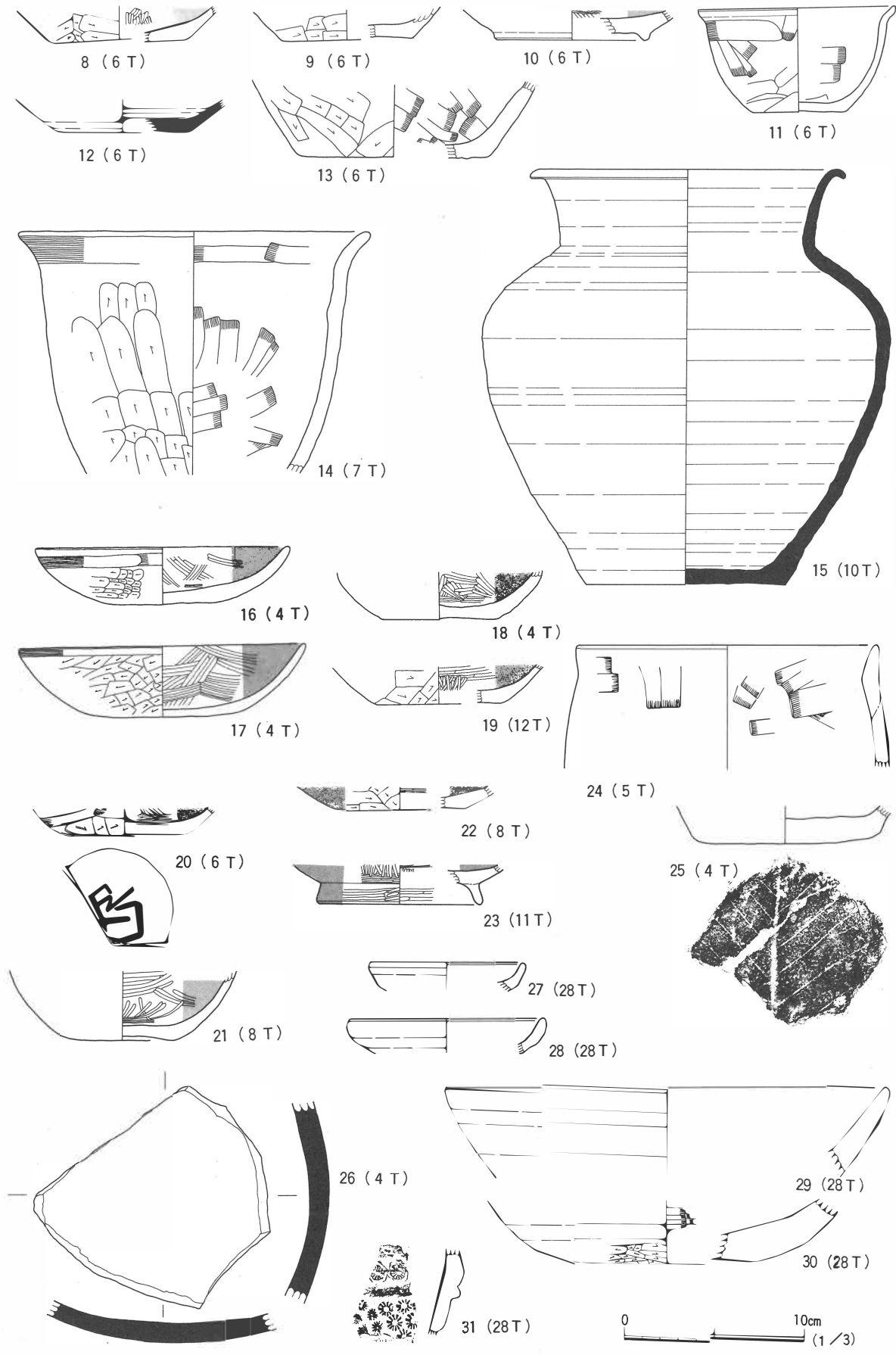


図15 町川原遺跡出土遺物 (2)

第3節 上ノ内遺跡

所在地	原町市上太田字前田
調査期間	平成12年4月17日～平成12年4月28日
調査面積	160m ²
事業種別	県営上太田地区ほ場整備事業に係る保存協議の資料を得るための試掘調査
調査担当	荒 淑人
発掘補助員	佐藤民子・酒井和秋・小此木越雄・岩井幸夫・大竹裕一・山邊瑞秋・佐藤 昭 鈴木孝雄

遺跡概要

遺跡は原町市南部を東流する太田川によって形成された河岸段丘の北岸に位置している。遺跡の周辺からは縄文土器、土師器が採集されていることから、縄文時代、奈良・平安時代の散布地として周知されていた。現在の遺跡周辺は水田として利用されている。

調査概要

調査はトレンチによって遺構、遺物を確認することを目的に行った。設定した調査区は2m×10mを基本にした。現在の表土については0.7m³のバックホウで除去し、それ以外の作業は人力で行った。出土した遺物は出土場所及び層位の確認を行った後に取り上げた。

調査成果

遺構は土坑と数基の小柱穴が検出されただけである。出土した遺物は、縄文土器の出土量が多く、本調査区の周辺には縄文時代の集落跡が存在する可能性が高い。

出土遺物 縄文土器、石器、陶磁器が出土した。

このうち縄文土器73点を掲載した。1は縄文時代早期中葉の貝殻沈線文系土器で、他は後期前葉の土器である。

2～16は口縁部で、形態は平らな口縁（平口縁）に部分的な突起あるいは波状を呈している。縦位の貼付け隆帯の下端で接する横位の隆帯または沈線は、口縁部文様帯と胴部文様帯とを区画している。口縁部文様帯は無文で、胴部文様帯は縄文を地文とする文様が施文されている。2～4は縦位の隆帯が弧を描くもので端部に円形刺突（盲孔）が無いもの。5～16は、縦位の隆帯の端部に円形刺突があり、隆帯上には沈線を引くもの（5・7・10・11・13～16）と、円形刺突を施すもの（9）がある。

17～18・20～29は平口縁（の部分）で、20・21は横位の隆帯または沈線で口縁部と胴部の文様帯を分け、17・22は口縁部直下に沈線を巡らせているが、23～29は隆帯・沈線を持たない。

30は把手である。

35～59は上述土器の胴部である。35・36はボタン状貼付けの上から円形刺突を施している。37～38・43～44・46は沈線区画内の縄文を磨り消している。40～42・45は縦位の蛇行沈線を施している。43～44は同一個体である。50・52～55は弧状の沈線に磨り消し縄文を施している。

57～59は縦位の隆帯を貼り付けるもので、隆帯状には刺突が施されている。

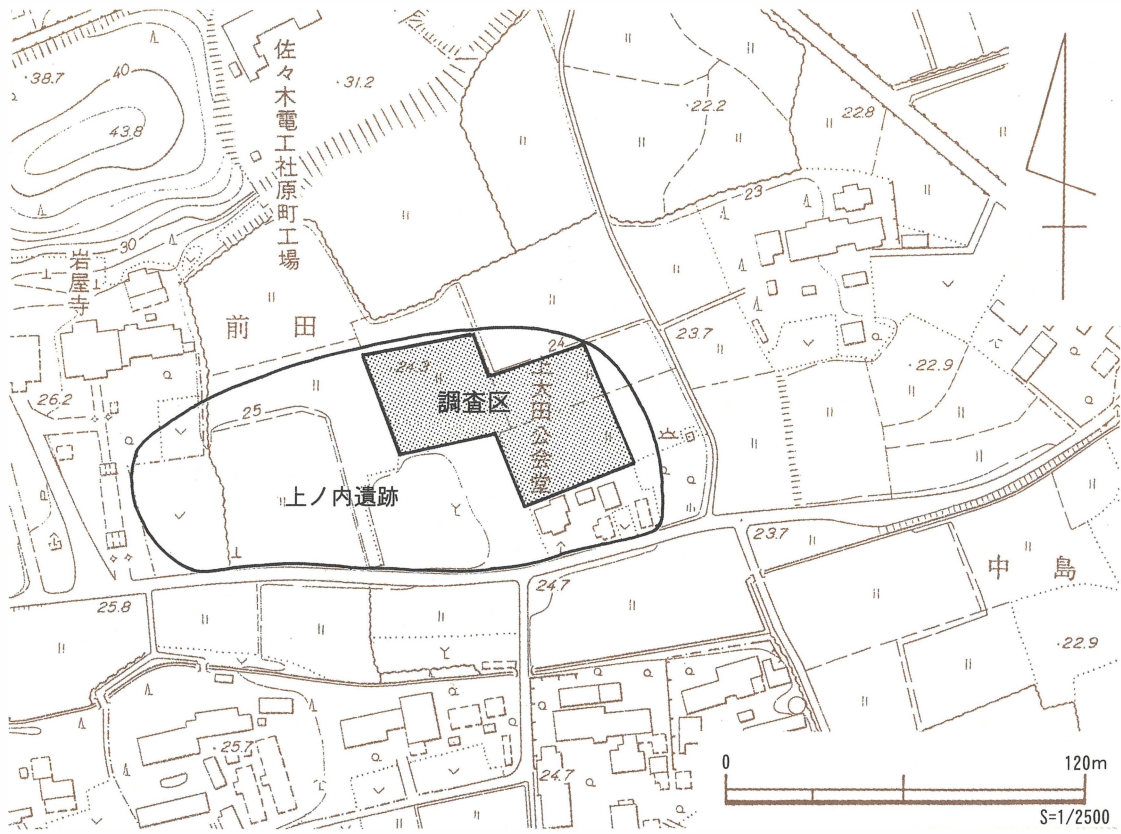


図16 調査位置図



図17 トレンチ配置図

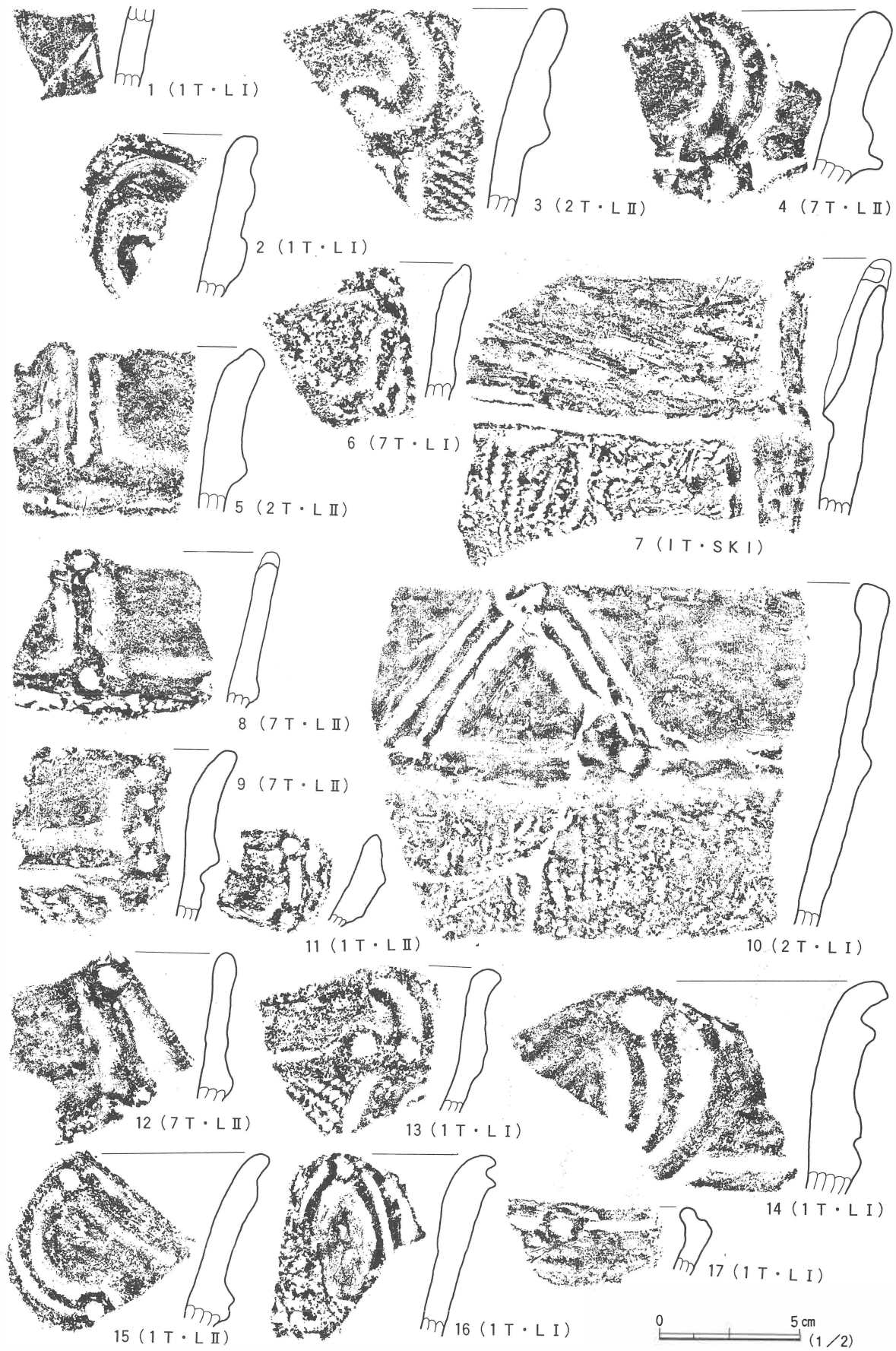


図18 上ノ内遺跡出土縄文土器 (1)

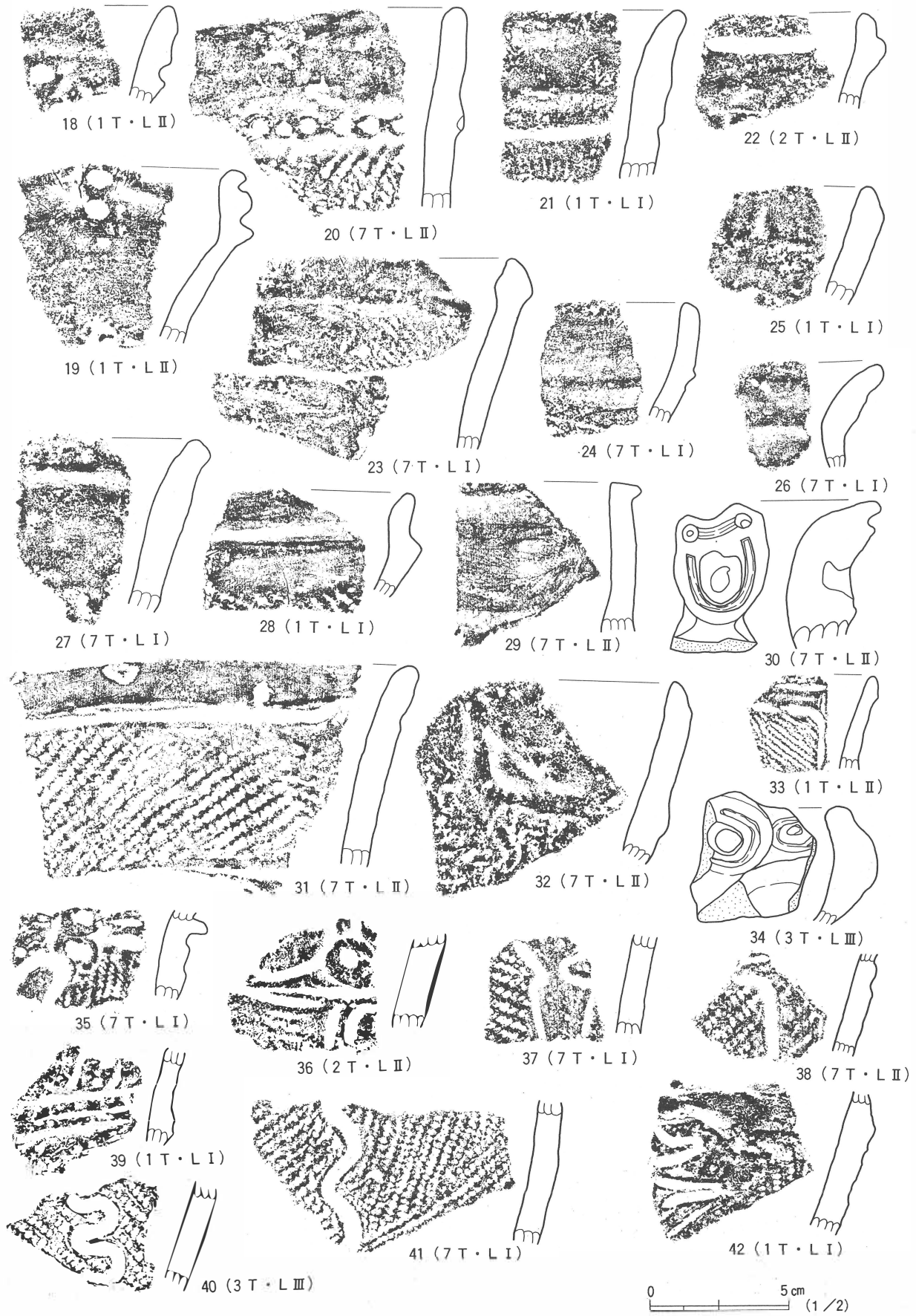


図19 上ノ内遺跡出土縄文土器 (2)

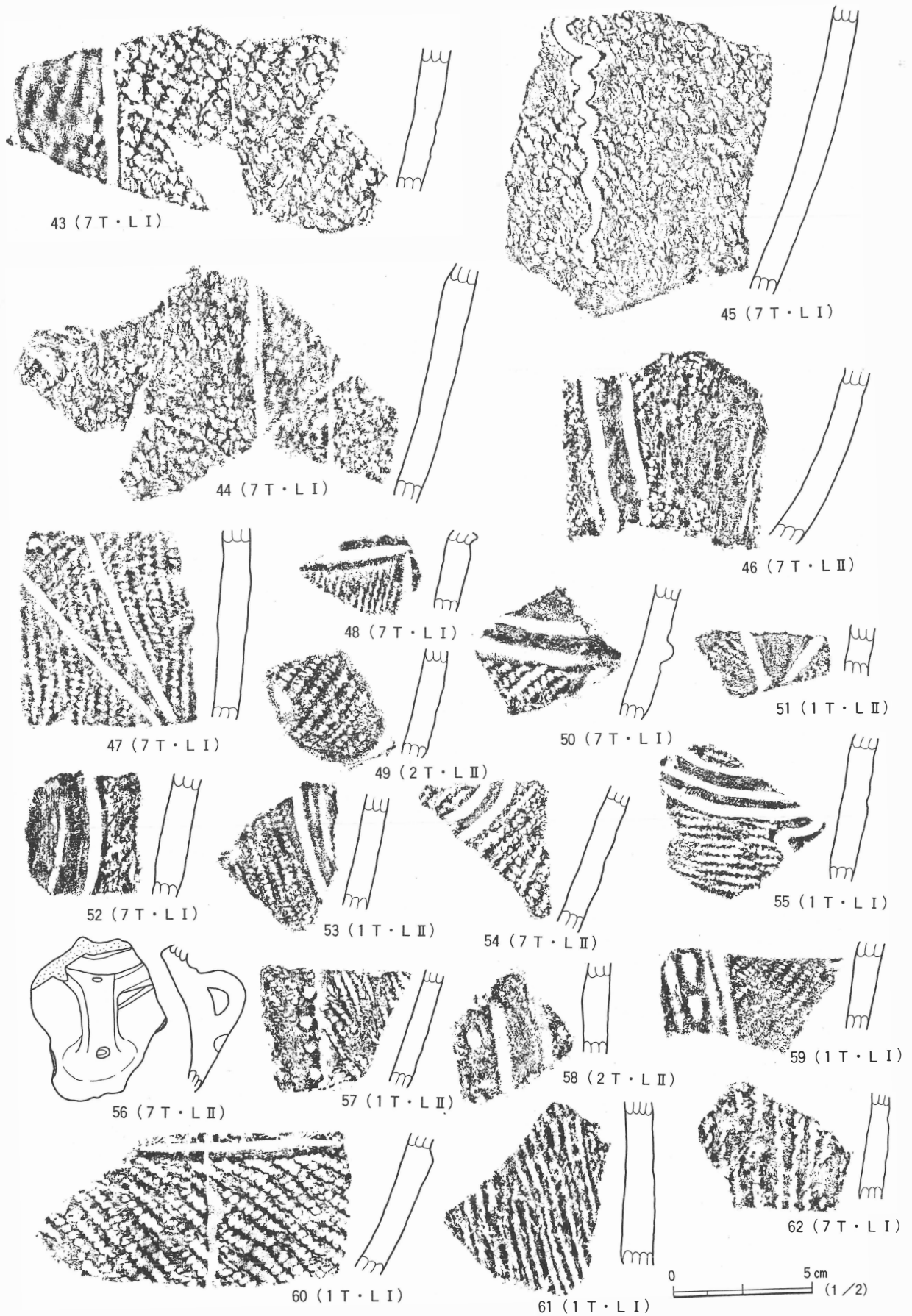


図20 上ノ内遺跡出土縄文土器 (3)

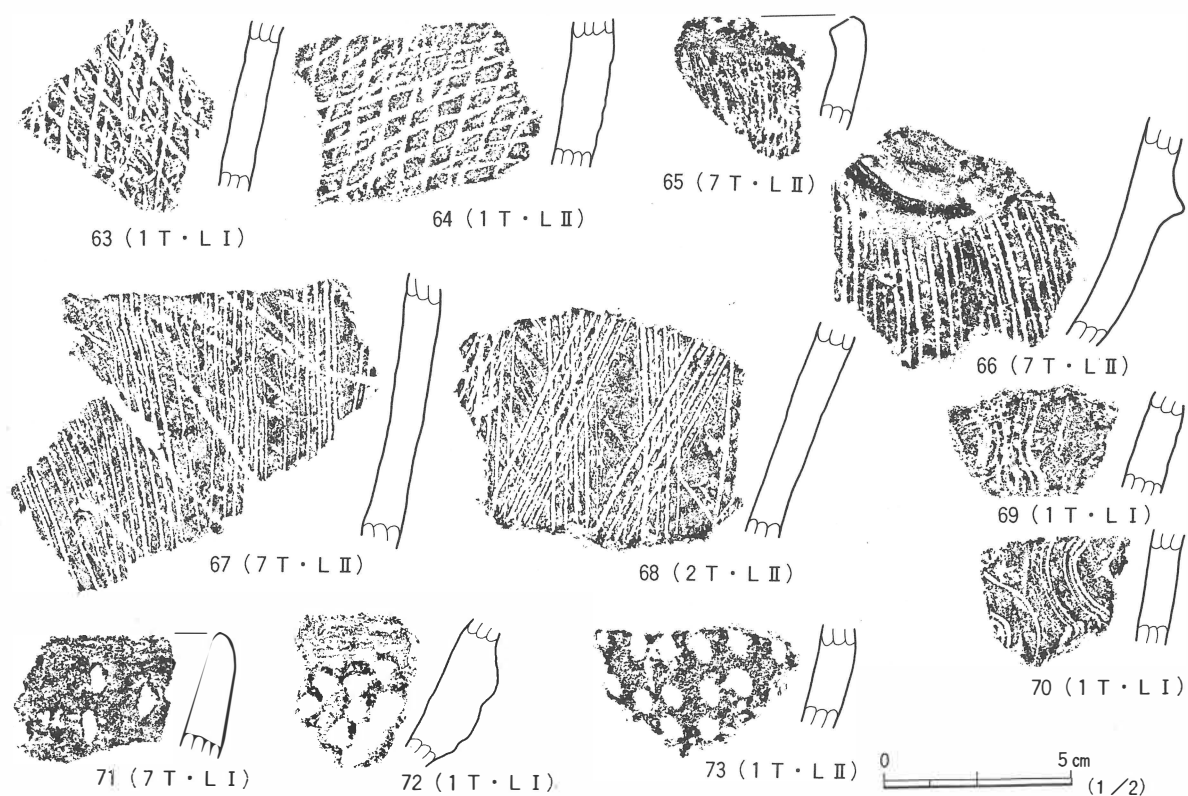


図21 上ノ内遺跡出土縄文土器 (4)

61～73は地文縄文以外のもので、61～62は撚糸文、63～64は網目状撚糸文、65～68は櫛描文、69～70は波状の櫛描文、71～73は刺突文を施すものである。

所 見

今回の調査範囲内は縄文時代の遺物包含層として判断される。よって開発にあたっては、工法対応による遺跡の保存が望ましいが、遺跡の保存が困難な場合には発掘調査が必要である。

第4節 坂下遺跡（遺跡番号20600158）

所在地	原町市上太田字坂下
調査期間	平成12年4月17日～4月25日
遺跡面積	16,000m ²
対象面積	14,000m ²
調査面積	110m ²
事業内容	県営上太田地区ほ場整備事業に係る保存協議の資料を得るための試掘調査
調査担当	鈴木文雄
発掘補助員	鈴木令子・門馬竹子・佐藤正三・荒 洋子・番場秀秋・鈴木時江・大井一夫・ 上野順子・山本勝利・大須賀良一・益山富士子・志賀愛子・大内スミ子

遺跡概要

本遺跡は、太田川左岸の河岸段丘面に立地しており、奈良・平安時代の土師器・須恵器が採取され、奈良・平安時代の散布地として登録されている。

調査概要

2×5mのトレンチを水田1枚につきほぼ1ヶ所の割合で均等に、計11箇所（110m²）を設定した。調査は水田部分を水入れ前の4月に、休耕田部分を5月の2期に分けておこなった。作業は、多量の大小の礫を取り除きながら20～70cmの深さで、地山面（黄褐色砂質土層または黄褐色砂礫層）まで掘り下げた。

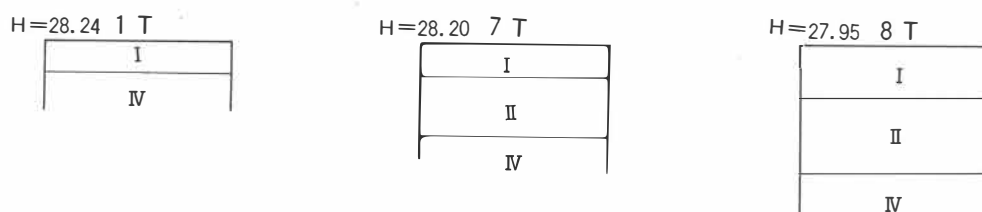


図22 坂下遺跡土層柱状図

調査成果

遺構 なし

遺物 奈良・平安時代の土師器片12点・須恵器片13点

第5節 堰場遺跡（遺跡番号20600159）

所在地	原町市上太田字堰場・字坂下・字北中平
調査期間	平成12年4月26日～5月31日
遺跡面積	67,000m ²
対象面積	54,000m ²
調査面積	770m ²
事業内容	県営上太田地区ほ場整備事業に係る保存協議の資料を得るための試掘調査
調査担当	鈴木文雄
発掘補助員	鈴木令子・門馬竹子・渡部和子・荒 洋子・佐藤 昭・鈴木時江・大井一夫・ 上野順子・山本勝利・大須賀良一・益山富士子・志賀愛子・大内スミ子

遺跡概要

本遺跡は、太田川左岸の河岸段丘面に立地しており、奈良・平安時代の土師器・須恵器が採取され、奈良・平安時代の散布地として登録されている。

調査概要

遺跡は東西約600m、南北約300mに及ぶが、中央部分はほ場整備地区除外のため、東側部分と西側部分に分断された形になり、両部分をそれぞれ水田部分は水入れ前の4月に、畑及び休耕田部分は5月の2期、計4期に分けておこなった。2×5mのトレンチを東側部分に13箇所、西側部分に64箇所、計77箇所（770m²）設定した。作業は、多量の大小の礫を取り除きながら20～110cm掘り下げ、地山面（黄褐色砂質土層または黄褐色砂礫層）まで掘り下げた。

調査成果

遺構 なし

遺物 縄文時代の縄文土器1点、奈良・平安時代の土師器57点・須恵器2点・陶磁器片4点
・不明鉄製品3点出土。

トレンチ	層 位	縄文土器	土師器	須恵器	陶磁器	鉄製品
1 T	I（表土、耕作土）	0	1	0	0	0
14 T	I（表土、耕作土）	0	1	0	0	0
15 T	I（表土、耕作土）	0	24	1	0	0
16 T	I（表土、耕作土）	0	5	0	0	0
23 T	II（黒色土）	0	22	0	1	0
40 T	I（表土、耕作土）	1	1	0	0	0
52 T	I（表土、耕作土）	0	1	0	0	0
63 T	I（表土、耕作土）	0	0	0	3	3
64 T	I（表土、耕作土）	0	1	0	0	0
67 T	I（表土、耕作土）	0	0	1	0	0
69 T	I（表土、耕作土）	0	1	0	0	0
計		1	57	2	4	3



図24 堰場遺跡トレンチ配置図

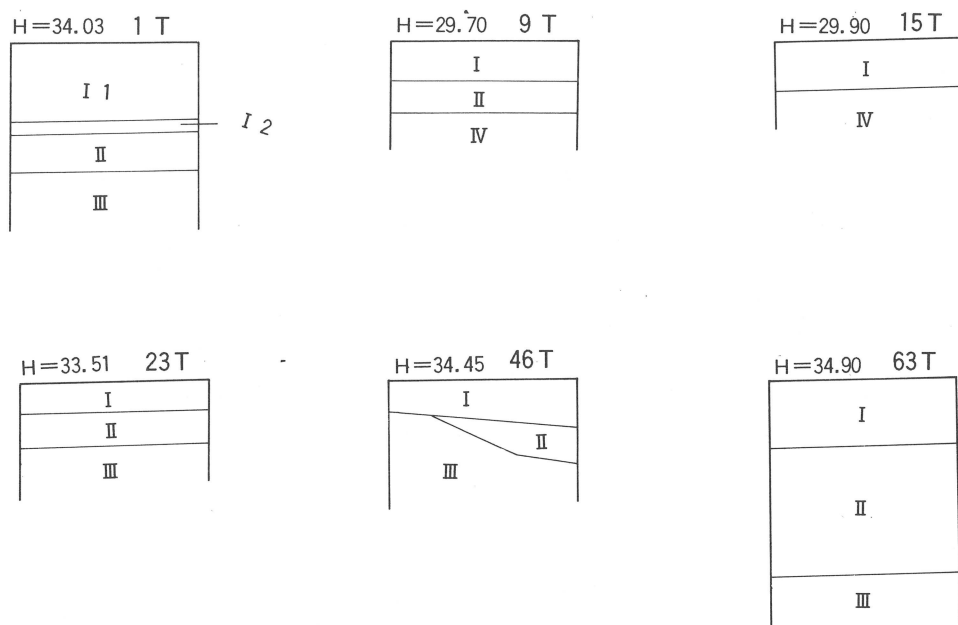


図25 堰場遺跡土層柱状図

S=1/80

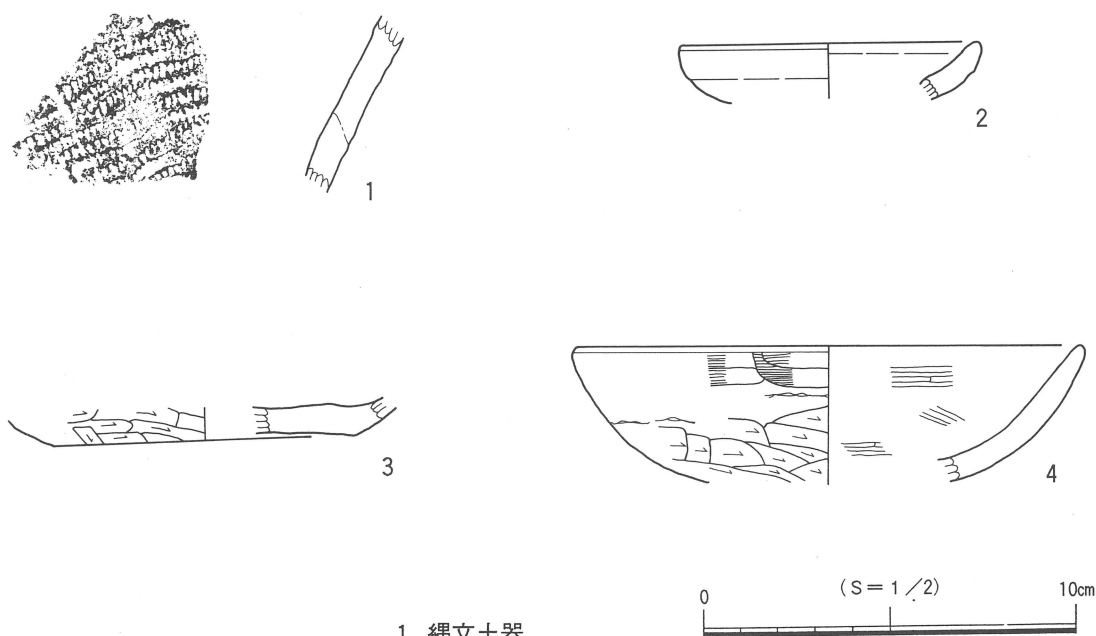


図26 堰場遺跡出土遺物

1 縄文土器
2~4 土師器・杯

所 見

遺構はなく、出土状況も希薄であることから、本調査は不要だが、開発に際しては慎重な工事を要する。

第6節 田堤遺跡（遺跡番号20600279）

所在地	原町市大甕字田堤
調査期間	平成12年7月11日～9月26日
	①A地区（周知の遺跡範囲）平成12年7月11日～8月11日
	②B地区（新発見）平成12年8月11日～8月29日
	③その他の箇所 平成12年8月31日～9月26日
遺跡面積	2,000m ² （周知の遺跡範囲）
対象面積	115,140m ² （田堤溜池を含む事業面積）
調査面積	①A地区 約 400m ²
	②B地区 約 500m ²
	③その他の箇所 約 800m ²
	計 約1,700m ²

なお、試掘調査を行わなかった箇所についても、事業地域全面に樹枝状に巡らされた伐木搬出路を造成の際に、現地立会いをおこなっている。

事業内容 産業廃棄物処分場建設予定地に係る保存協議の資料を得るための試掘調査

調査担当 鈴木文雄

発掘補助員 鈴木令子・門馬竹子・渡部和子・荒 洋子・佐藤 昭・鈴木時江・大井一夫・山本勝利・大須賀良一・益山富士子・志賀愛子・大内スミ子

遺跡概要

本遺跡は、大甕地区の丘陵西斜面付近に立地しており、平安時代の製鉄に伴うフィゴの羽口・鉄滓が採取され、平安時代の製鉄跡として登録されている。

調査概要

平成8年の表面調査により発見した鉄滓散布箇所（周知の遺跡範囲：A地区）の他、森林伐採に伴う進入路掘削時に発見した鉄滓散布箇所（B地区）及び製鉄炉が存在する可能性のある緩斜面12箇所についてトレンチ掘りを行い、鉄滓・羽口等の遺物が出土した箇所を拡張して、遺構（製鉄炉跡）の有無と範囲を確認した。

調査箇所

①A地区

試掘調査前から鉄滓が地表に散布しており、周知の遺跡範囲であった。この範囲に幅1mの試掘トレンチを計7本設定し、遺構の確認を行ったところ、1T（1号トレンチ）で多量の鉄滓・羽口が出土したため、トレンチを拡張して遺構の検出を行った。

②B地区

現地立会の際、伐木搬出路の法面掘削箇所断面に木炭の入った穴や鉄滓・羽口が散布していることを確認した。このため、面的にその附近の表土除去を行い、遺構検出作業を行った。また、検出した溝の東側に黒色土の堆積した土層を確認したため、約250m²を拡張して遺構検

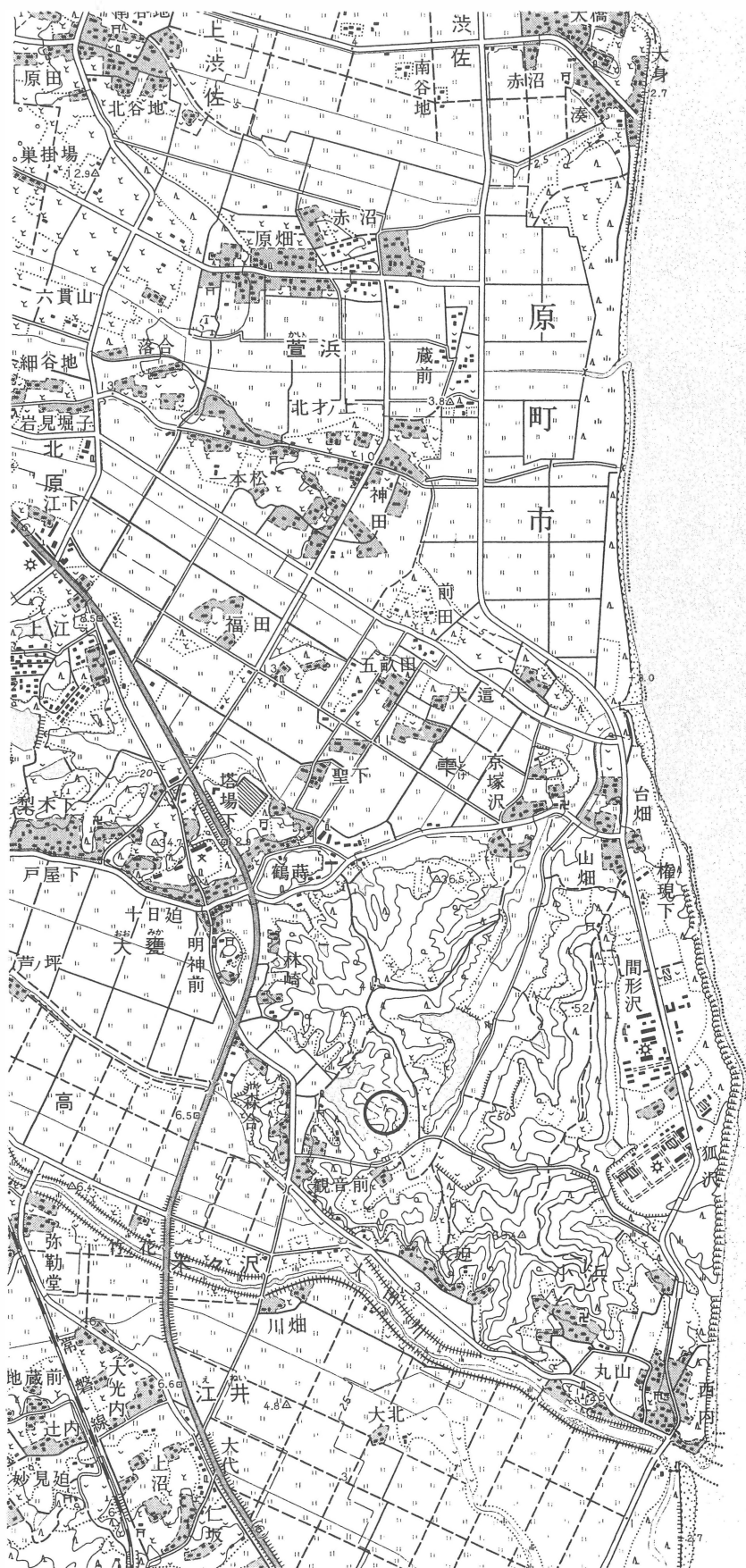


図27 田堤遺跡位置図



出作業を行ったが、新たな製鉄炉跡等の遺構及び遺物は確認できなかった。

③その他の箇所

市内の奈良・平安時代の製鉄遺跡（原町火力発電所・日立建機など）では、海岸近くの丘陵地の小支谷と尾根が複雑に入り組んだ地形を利用し、谷頭の緩斜面に多数の製鉄炉を築いている。田堤遺跡でも現在検出している2か所以外にも製鉄炉が存在する可能性があるため、このような地形の箇所12ヶ所について試掘調査を行った。調査の方法は、製鉄炉及び流出鉄滓の有無を確認するため、谷部の地形に合わせて、縦横方向に試掘トレンチ（幅1m、長さ20m前後のT字形・Y字形等）を設定し、遺構・遺物検出をおこなった。

調査成果

遺構

①A地区

奈良・平安時代の製鉄炉跡1基（1号製鉄炉跡）。北西に面した緩斜面に、上から階段状遺構（12段）1・廃滓場1・焼土集中箇所1・削り出し谷部1が並んでいる。

②B地区

奈良・平安時代の製鉄炉1基（2号製鉄炉跡）南に面した緩斜面に、上から製鉄炉1・焼土集中箇所1・廃滓場1などがある。

③その他の箇所

遺構なし

遺物

①A地区 鉄滓・羽口・土師器・須恵器、テンバコ（55×39×14cm）10箱出土。

②B地区 鉄滓・羽口・須恵器・木炭片・焼土、テンバコ（55×39×14cm）11箱出土。

③その他の箇所 須恵器破片3点（18号トレンチ）。

所 見

奈良・平安時代の製鉄炉2基が存在し、1号製鉄炉跡は300㎡、2号製鉄炉跡は500㎡の計800㎡について本調査を必要とする。

その他の箇所については、本調査は不要と判断される。

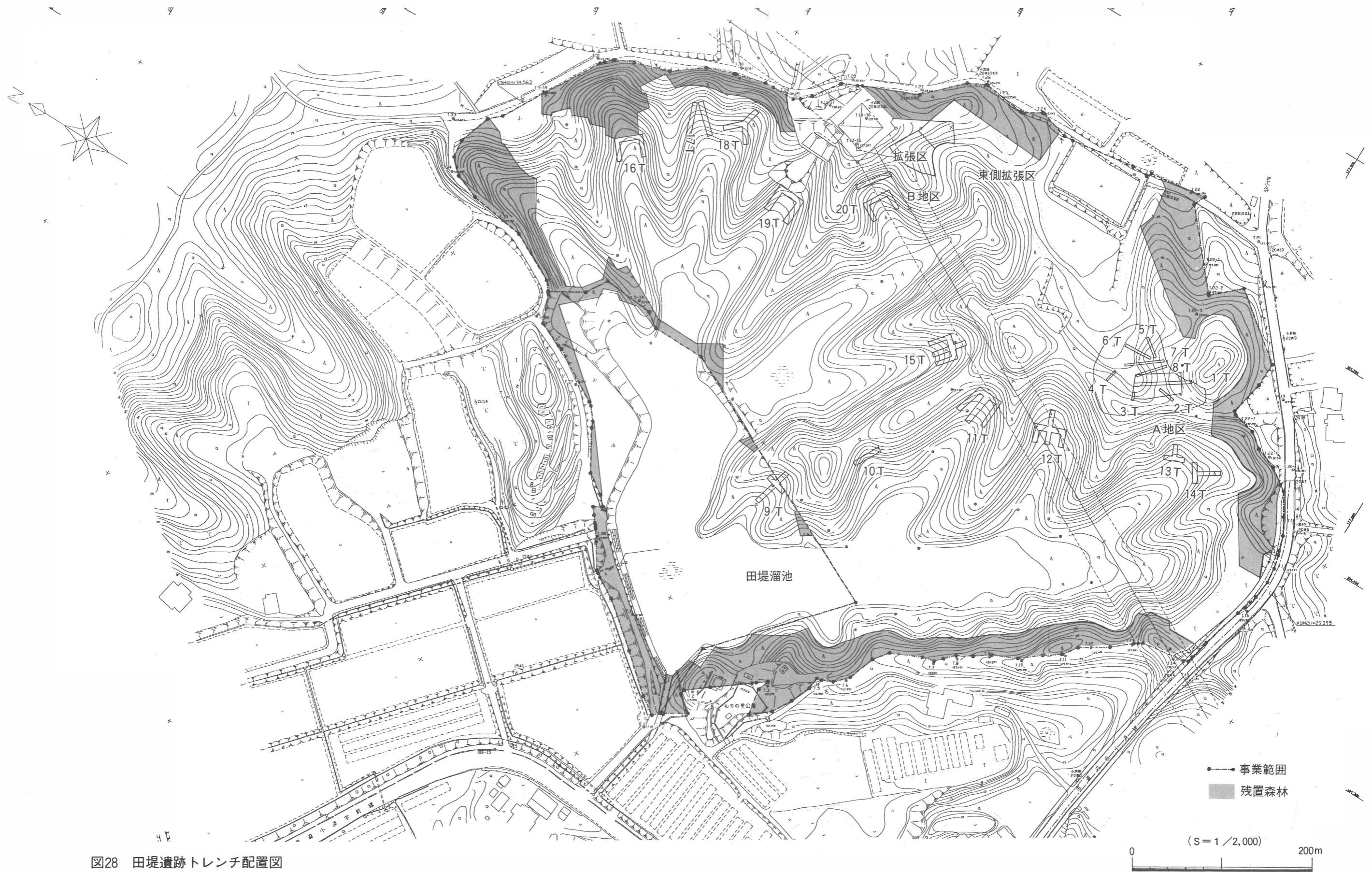


図28 田堤遺跡トレンチ配置図

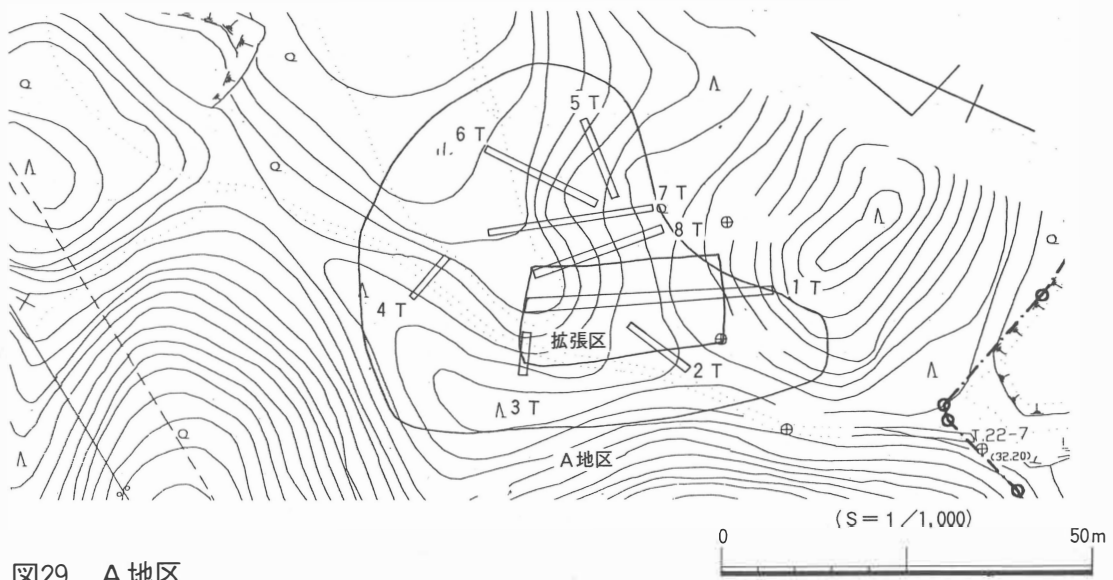


図29 A地区

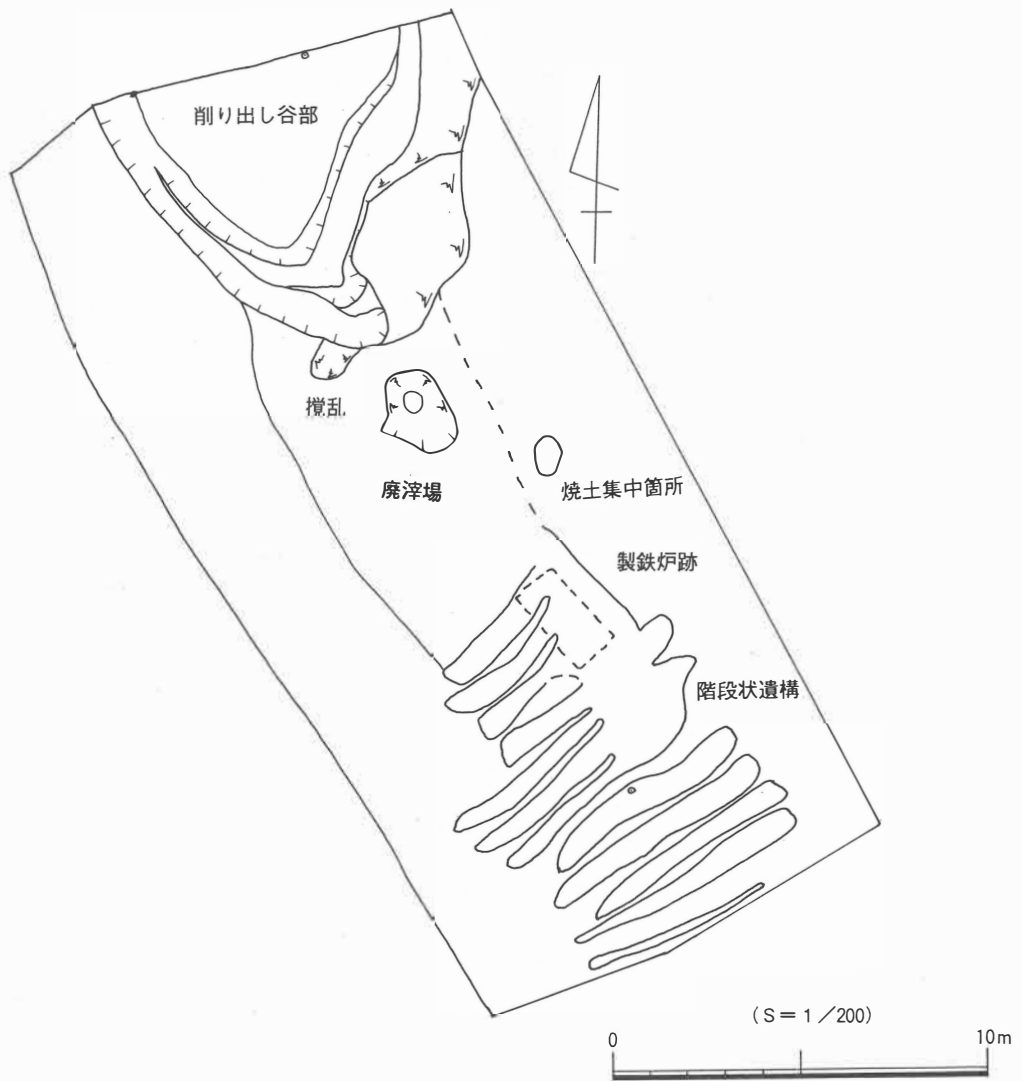


図30 1号製鉄炉跡 (SW1)

第6節 田 堤 遺 跡

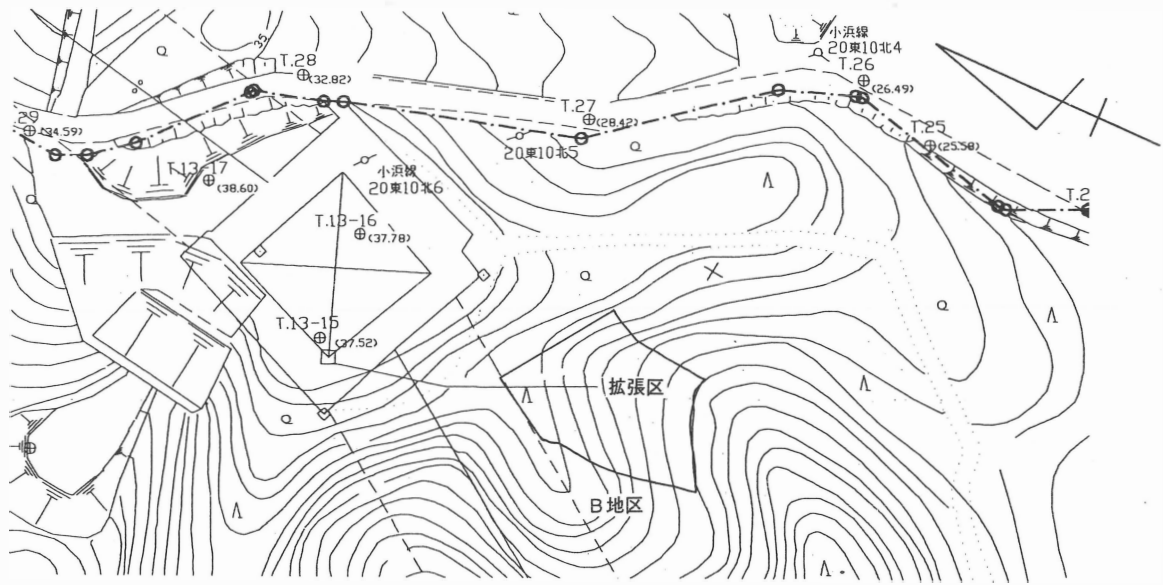


図31 B地区

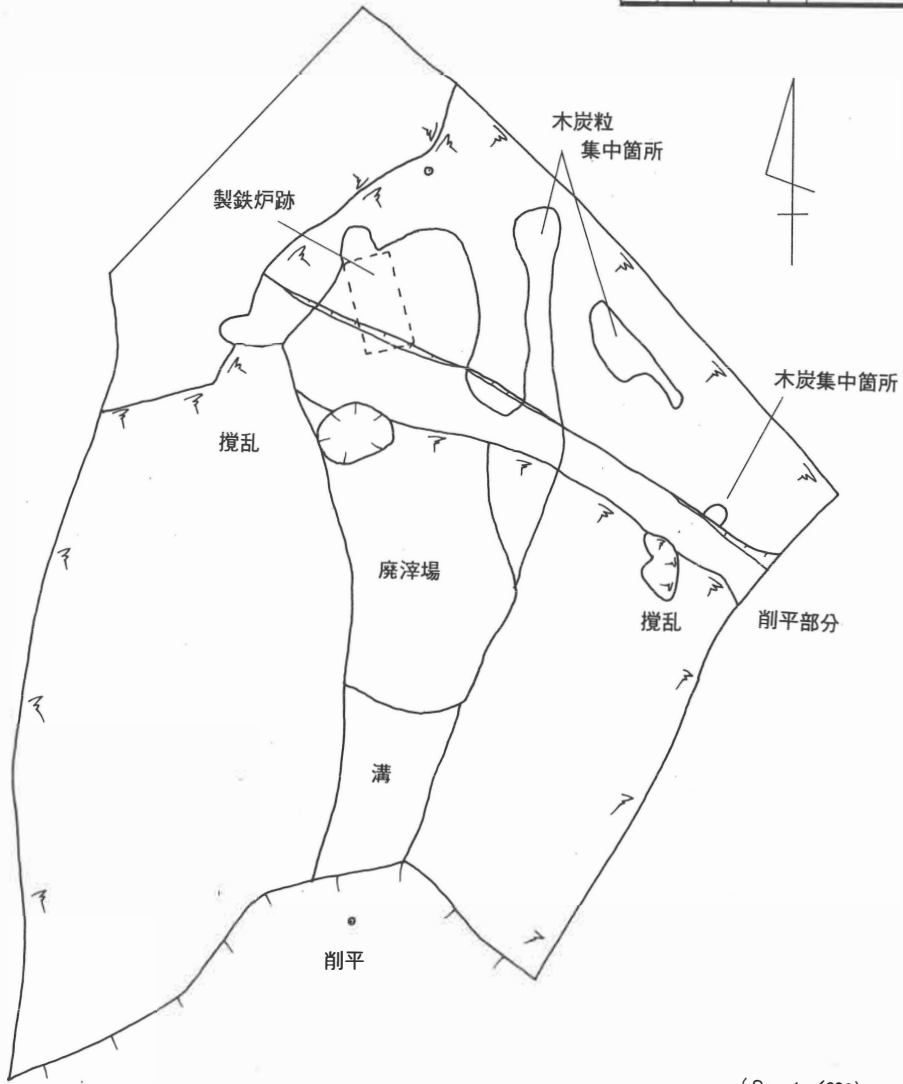


図32 2号製鉄炉跡 (SW 2)

第7節 高見町 C 遺跡（遺跡番号20600285）

所在地	原町市高見町1丁目
調査期間	平成12年8月7日～平成12年9月7日
調査面積	400m ²
事業種別	宅地分譲に係る保存協議の資料を得るための試掘調査
調査担当	荒 淑人
調査補助員	遠藤紀子・小川美紀子・木幡一征・木幡春江・佐藤フクイ・新妻孝子・ 杉浦桂子

遺跡概要

遺跡は原町市内を東流する新田川によって形成された河岸段丘の南岸に位置している。周辺には国指定史跡桜井古墳を中心とする桜井古墳群や縄文晩期から奈良・平安時代にかけての複合遺跡である高見町 A 遺跡が所在している。高見町 A 遺跡は当遺跡の東側に隣接しており直径10m前後の古墳が墳丘を残したまま位置している。これまで、当遺跡からは弥生土器、土師器、須恵器が採集されることから弥生時代、奈良・平安時代の遺跡として周知されていた。

調査概要

調査はトレンチによって遺構、遺物を確認することを目的に行った。調査区は調査対象範囲に均等にトレンチを設定し遺構、遺物の検出に努めた。設定した調査区は2m×10mを基本にし、調査の状況によっては拡張をおこない遺構、遺物の検出を行った。調査は、現在の表土については0.7m²のバックホウで除去し、それ以外については人力によって行った。出土した遺物については出土場所及び層位の確認を行った後に取り上げた。

調査成果

調査の結果、1 T から 5 T にかけて、非常に浅いところで地山である黄色ローム層もしくは黄色砂礫層にいたり、良好な遺構を確認することはできなかった。トレンチの内部は後世の土地利用による攪乱が大きく、遺構が存在していた可能性が高いが、現段階では既に削平されていると判断される。遺物は、1 T を中心に弥生土器と土師器が出土したがいずれの土器も細片であり、また出土状況が後世の土地利用によって動かされた現在の表土から出土していることから、今回の調査対象範囲内では保存協議の資料を得ることができなかった。出土した弥生土器は福島県浜通り地方の弥生時代中期後葉の標式土器である桜井式土器である。土師器は内黒処理を施した杯である。いずれの土器も非常に碎片であり図示するにいたらないものである。

以上の調査結果から、当遺跡は弥生時代と奈良・平安時代の複合遺跡であると判断されるが、今回の調査範囲内においては、明瞭な遺構、遺物を発見することができなかったため、本調査の必要性は無いと判断される。

第7節 高見町C遺跡

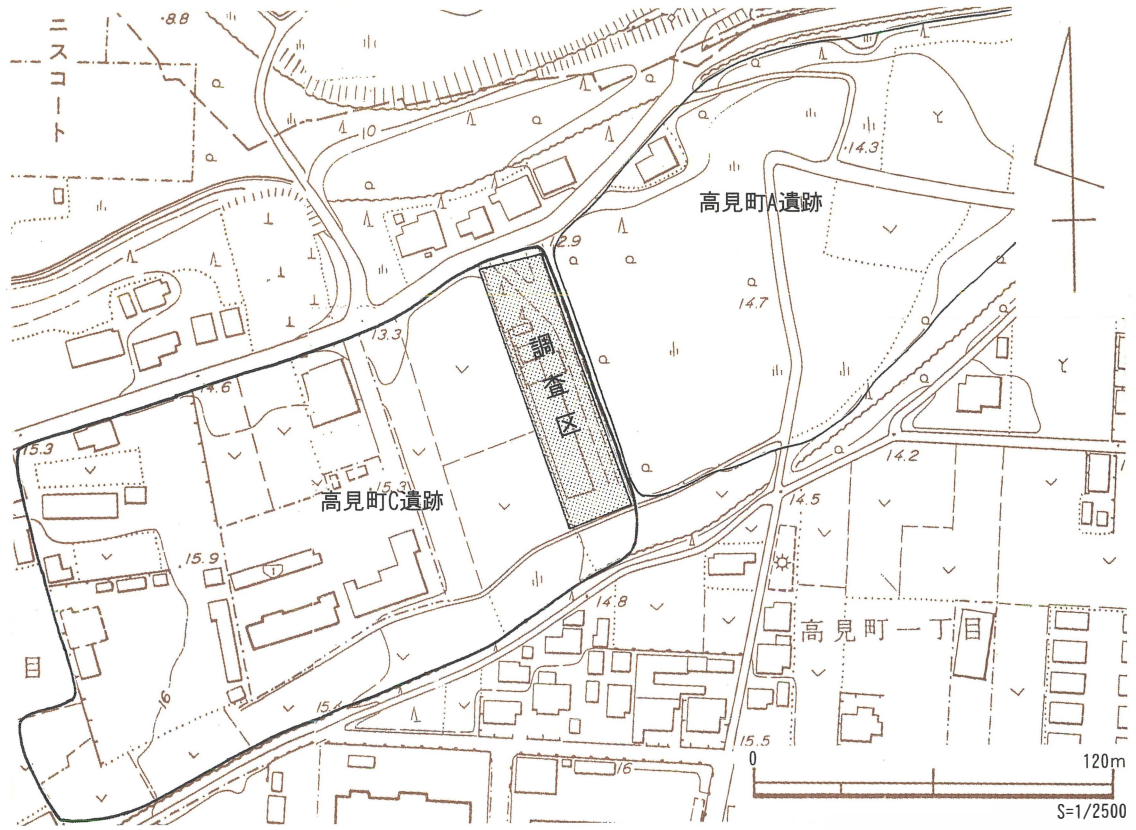


図33 調査位置図

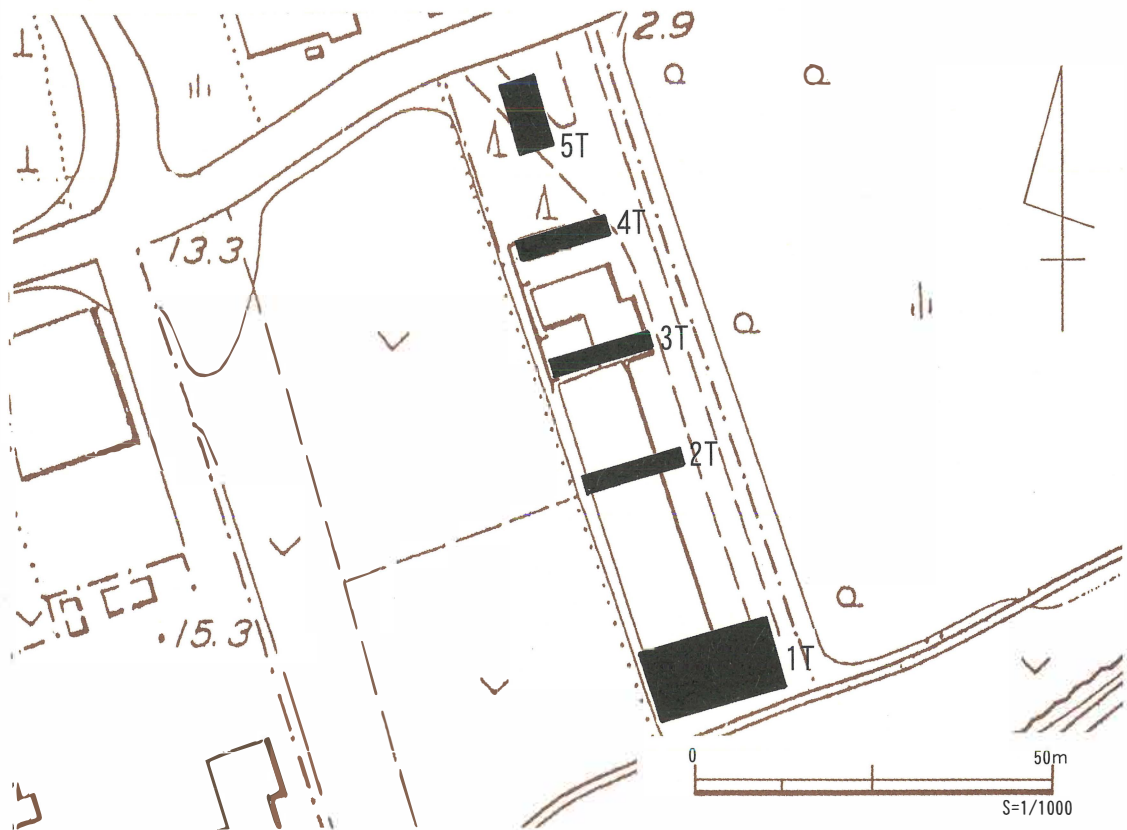


図34 トレンチ配置図

第8節 植松B遺跡（遺跡番号00021）

所在地	原町市上北高平字植松
調査期間	平成12年10月13日～平成12年10月26日
調査面積	40m ²
事業種別	県道相馬・浪江線歩道布設工事にかかる保存協議の資料を得るための試掘調査
調査担当	荒 淑人
調査補助員	荒 洋子・佐藤 昭・志賀愛子・鈴木時江・鈴木令子・益山富士子・門馬竹子

遺跡概要

遺跡は、原町市の北部を東流する新田川によって形成された河岸段丘に立地する。調査区は、県道相馬・鹿島線と藤倉ゴム株式会社駐車場に挟まれた幅約5m、長さ約100mの南北に細長い範囲である。調査対象範囲の現状は土手状になっており土手の周辺は雑木林となっていた。また、当遺跡からは縄文土器、石器、土師器、瓦が採集されていることから、奈良・平安時代の遺跡として登録されている。

調査成果

今回の調査では、遺構を確認することはできなかった。現状で確認される土手状の高まりは、土手の下層に現代の採石が混入していることから、現代の土手であると判断された。

また、遺物は少量の土師器片が出土したが、いずれの破片も図示するまでには至らないものである。遺物の出土状況は現代の土手の覆土から出土しており、土手を構築した際に混入したものと判断される。

今回の調査では、遺構を確認することができなかった。また出土した遺物は後世の土地利用によって混入したものと判断されることから、今回の調査対象範囲においては本調査の必要性は無いと判断される。

第8節 植松B遺跡

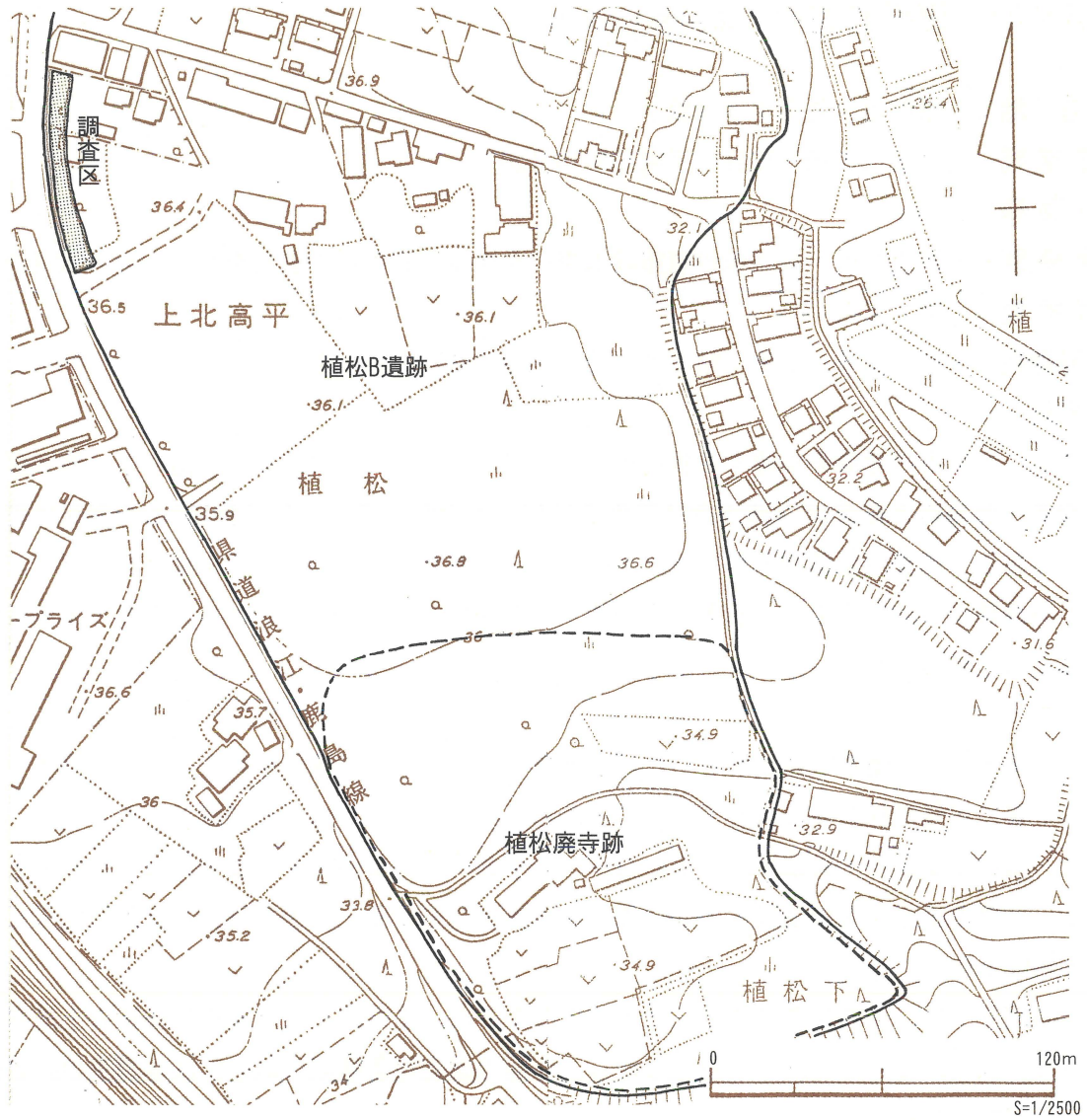


図33 調査位置図



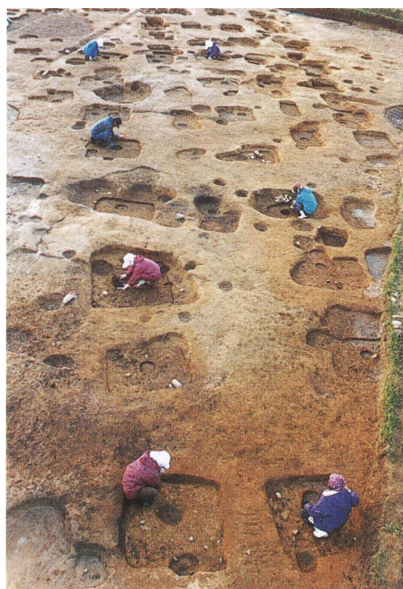
図34 トレンチ配置図



1 郡庁遺構全景（南西から）



2 郡庁遺構配置（南上空から）



3 5号掘立柱建物跡
(東から)



6 6号掘立柱建物跡 (東から)



4 8号掘立柱建物跡
(南から)



7 9・14・15号掘立柱建物跡 (北東から)



5 1・2号
柱列
(北から)



8 7・13号掘立柱建物跡 (南から)



9 3・4号柱列 (南東から)



10 8号掘立柱建物跡柱根出土状況(西から)



11 F・G区全景(南上空から)



12 1号掘立柱建物跡(北から)



13 2・3号掘立柱建物跡(北西から)



14 3・4号掘立柱建物跡掘方土層断面(南東から)



15 2号溝跡・43号土坑(西から)



16 E区全景(南上空から)



17 17~20号掘立柱建物跡(東から)

町川原遺跡



1 町川原遺跡近景 (西から)



2 6 T検出住居跡 (西から)



3 7 T検出住居跡 (南端) (北から)



4 13T検出住居跡 (南から)



5 22T検出状況 (北から)



6 22T検出製鉄炉 (東から)



7 町川原遺跡出土遺物



1 調査区近景（北から）



2 調査区近景（北から）



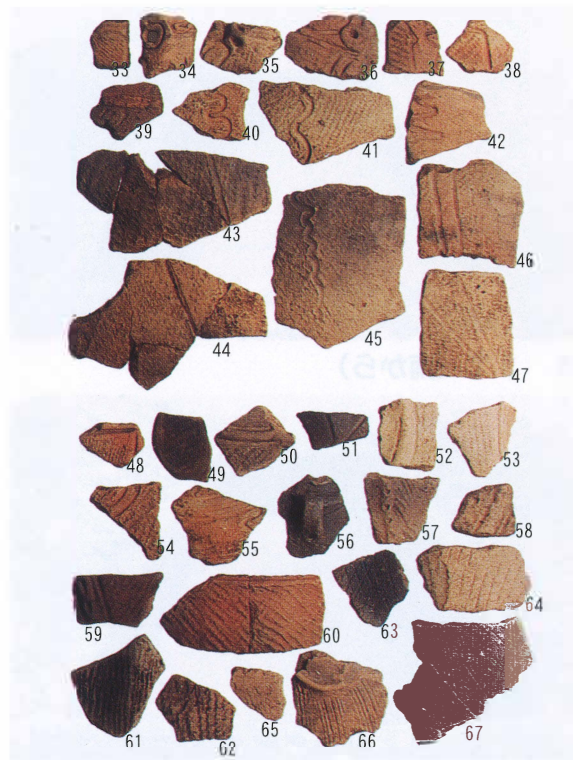
3 1T・3T検出状況(手前3T、奥1T)



4 2T・4T検出状況(手前2T、奥4T)



5 1T検出状況(南から)



6 出土遺物

坂下遺跡



1 遺跡近景 (南東から)



2 遺跡近景 (南東から)



3 1 T (南から)



4 2 T (南から)



5 3 T (南から)



6 5 T (南から)



7 7 T (南から)



8 10 T (南から)



1 遺跡近景 (1~4 T) (北から)



2 5~10T (北から)



3 5 T (南から)



4 11~13T (西から)



5 27~38T (西から)



6 33T (南から)



7 61~64T



8 75T

田堤遺跡 - 1



1 遺跡遠景 (西から)



2 A地区調査前 (北西から)



3 1・2・6・7・8 T (北西から)



4 1・2・3・4・7・8 T (南から)



5 1号製鉄炉跡全景 (北西から)



6 1号製鉄炉跡 階段状遺構 (北西から)



7 1号製鉄炉跡 焼土集中箇所 (北南から)



8 1号製鉄炉跡 削り出し谷部 (南西から)



9 B地区調査風景 (南から)



10 2号製鉄炉跡全景 (東から)



11 2号製鉄炉跡 製鉄炉 (北から)



12 2号製鉄炉跡 焼土集中箇所 (南から)



13 2号製鉄炉跡 廃滓場 (南から)



14 2号製鉄炉跡 廃滓場下の溝 (南から)



15 B地区東側の拡張区 (南から)



16 9 T (西から)



17 13・14T (西から)



18 15T (北西から)



19 18T (西から)



20 鉄滓水洗作業



21 羽口



22 炉壁・炉底滓



14



24 流出滓



1 調査区近景（北から）



2 調査区近景（南から）



3 1 T検出状況（西から）



4 2 T検出状況（西から）



5 3 T検出状況（西から）



6 4 T検出状況（西から）



7 5 T検出状況（北から）



8 5 T土器出土状況

植松B遺跡



1 1 T (西から)



2 2 T (西から)



3 3 T (西から)



4 4 T (西から)



5 調査風景

報 告 書 抄 録

ふりがな	はらまちしないいせきはつくつちょうさほうこくしょ						
書名	原町市内遺跡発掘調査報告書6						
副書名	平成12年度試掘調査 泉廃寺跡（第14次調査）・町川原遺跡・上ノ内遺跡・坂下遺跡・堰場遺跡・ 田堤遺跡・高見町C遺跡・植松B遺跡						
シリーズ名	原町市埋蔵文化財調査報告書						
シリーズ番号	第25集						
編著者名	堀 耕平・鈴木文雄・荒 淑人・藤木 海						
編集機関	福島県原町市教育委員会生涯学習部文化課						
所在地	〒975-0012 福島県原町市三島町二丁目45番地 TEL 0244-24-5284						
発行年月日	西暦2001(平成13年)3月30日						
所収遺跡	所在地	コード 市町村 遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積 (m ²)	調査原因
いずみはい じ あと 泉廃寺跡 (第14次)	原町市泉字 寺家前	07206 00097	37° 39′ 50″	141° 00′ 50″	20000525 ～ 20010124	3,500	保存整備
まちがわら いせき 町川原遺跡	原町市上太田 字町川原・ 内堀子・中島	07206 00160	37° 36′ 15″	140° 57′ 40″	20000417 ～ 20000509	405	県営ほ場 整備(上太 田地区)
かみのうちいせき 上ノ内遺跡	原町市上太田 字前田	07206 00156	37° 36′ 15″	140° 57′ 30″	20000417 ～ 20000428	160	県営ほ場 整備(上太 田地区)
さかした いせき 坂下遺跡	原町市上太田 字坂下	07206 00158	37° 36′ 10″	140° 57′ 15″	20000417 ～ 20000425	110	県営ほ場 整備(上太 田地区)
せきば いせき 堰場遺跡	原町市上太田 字堰場・坂下 ・北中平	07206 00159	37° 36′ 05″	140° 57′ 00″	20000426 ～ 20000531	770	県営ほ場 整備(上太 田地区)
たづつみ いせき 田堤遺跡	原町市大甕字 田堤	07206 00279	37° 35′ 55″	141° 11′ 00″	20000711 ～ 20000926	1,700	産業廃棄 物処分場 建設
たかみちよういせき 高見町C遺跡 (第6次)	原町市高見町 一丁目	07206 00285	37° 18′ 15″	140° 59′ 25″	20000807 ～ 20000907	400	宅地造成
うえまつ 植松B遺跡	原町市上北高 平字植松	07206 00021	37° 39′ 20″	140° 57′ 50″	20001013 ～ 20001026	40	県道拡幅

所収遺跡名	種 別	主な時代	主 な 遺 構	主 な 遺 物	特記事項
泉 廃 寺 跡 (第14次)	官衙跡	奈良・平安	掘立柱建物跡12棟 一本柱列8列・ 溝跡1条・ 土坑15基・整地層	土師器・須恵器・赤焼 土器 瓦 鉄滓	行方郡衙 郡庁院跡
町川原遺跡	集落跡 生産遺 跡	縄文 奈良・平安	竪穴住居跡4軒・土 坑1基・製鉄炉1基	縄文土器 土師器・須恵器 鉄滓	
上ノ内遺跡	散布地	縄文	土坑1基 遺物包含層	縄文土器	
坂 下 遺 跡	散布地	奈良・平安	なし	土師器・須恵器	
堰 場 遺 跡	散布地	縄文 奈良・平安	なし	縄文土器 土師器・須恵器	
田 堤 遺 跡	生産遺 跡	奈良・平安	製鉄炉2基	土師器・須恵器 羽口・鉄滓・木炭片	
高見町C遺 跡(第6次)	集落	弥生 奈良・平安	なし	弥生土器 土師器・須恵器	
植松B遺跡	散布地	奈良・平安	なし	土師器	

原町市埋蔵文化財調査報告書第25集

原町市内遺跡発掘調査報告書 5

平成13年 3月30日 発行

発行 福島県原町市教育委員会
〒975-0012 福島県原町市本町二丁目27番地

印刷 株式会社鹿島印刷所
〒979-0023 福島県相馬郡鹿島町鹿島字町159番地
